

第28回平成21年12月与謝野町定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成21年12月15日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時51分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	15番	赤松孝一
6番	家城功	16番	服部博和
7番	伊藤幸男	17番	有吉正
8番	浪江郁雄	18番	森本敏軌
9番	井田義之		
10番	糸井満雄		

2. 欠席議員（3名）

2番	畠山伸枝（午前）	14番	谷口忠弘
3番	上山光正（30分遅）		

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野稔	書記	河邊惠
--------	-----	----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	宇野準一	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	西村良久
住民環境課長	永島洋視	水道課長	吉田達雄
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課長	西原正樹	福祉課長	佐賀義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第150号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 議案第151号 天の橋立岩滝温泉スタンド条例の一部改正について (質疑～表決)
- 日程第 3 議案第157号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定について (質疑～表決)
- 日程第 4 議案第153号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定期間の変更について (質疑～表決)
- 日程第 5 議案第154号 野田川森林公園の指定管理者の指定期間の変更について (質疑～表決)
- 日程第 6 議案第155号 与謝野町勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定期間
の変更について (質疑～表決)
- 日程第 7 議案第156号 野田川森林公園の指定管理者の指定について (質疑～表決)
- 日程第 8 議案第159号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算 (第8号) (質疑)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

12月定例会、本日から議案審議に入っていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げ、また円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日、上山議員は少しおくれるということでありまして、それから畠山議員は午前中欠席ということ、それから谷口議員もきょうは欠席ということで届けが出ておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第150号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第150号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第150号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第151号 天の橋立岩滝温泉スタンド条例の一部改正についてと、日程第3 議案第157号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定についての2件について、一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、私はクアハウスの議案について、若干質問をさせていただきたいと思っています。

大きく申し上げて、157号のクアハウスの指定管理については、この間、大きな、大幅な赤字が続いて、いろいろな検討が行われてきたと、その結果、指定管理をしようというふうな流れになってきたわけですが、指定管理がですね、初めお伺いしたいのは指定管理料のおよそ

1, 900万円というふうには理解してはいるのですが、この根拠を、まずお聞かせ願えたらと思っています。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

過去3年、あるいは、もう少しさかのぼりながら全体の、現在の経営状況、収支の数字をかんがみまして、その部分を精査しながら積み上げてまいってきております。本年度も含めて予測もしております、努力もしております経過がございますので、そのあたりをかんがみまして、最終的な、それぞれの管理費、事業費等、それから類似施設の人件費等々かんがみまして、その数字を積み上げてまいったものでございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ほかの資料によりますと、ほぼそのクラスといたしますか、1, 600万円前後ぐらいから2, 000万円ぐらいの間で、ほぼ入札されている業者については、そうなっておりますので、そらこちら側から、そういう問題意識といたしますか、そういう課題で1, 900万円になるか、1, 800万円になりますか、その幅になるのかわかりませんが、そういう提示を、こちらとして提案したという経過があるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 数字につきましては、要綱の方で2, 000万円までに限るというような設定をしております。さらには、その根拠といたしましては、先ほど申し上げました過去3年、あるいは5年をさかのぼった中での一定の管理費等につきましては、金抜きと言いますか、こういう項目が実際にクアハウスの中では発生しておりますと、経費としては発生しておりますと、その中で積算をし、企業として改善できるところは改善していただいた数字を上げてほしいというような内容のものも提示をしております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点といたしますか、二つ目の問題はですね、今の流れの中でメリットですね、指定管理にするメリットといたしますか、この点をお伺いしたいと思っています。

ご存じのように、従来からもいろいろと努力をしてきた結果、指定管理の道を選んだというふうなんです、後ろ向きでなくて前向きに大いに検討もされていると思うんですが、その点でメリットはどのようにお考えをお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

行政改革大綱の中での実践検討シードの中にも書き込まれておりますけれども、非常にいろいろな角度から見ますと、単なるメリットだけではないということだけは事実でございます。トータル的に考えた結果、指定管理者を導入するということにつきましては、運営委員等々のご意見も参考に、最終的に判断したということでございますけれども、基本的には、ソフト面を重視したというところでございまして、特にソフト面、言われます直営、町の職員の運営、マンネリ化を踏まえ、新たな健康増進施設としてのリニューアル、そういった面で民間活力を導入した中で、リフレッシュ的な形で、さらに利用者をふやしていこうという基本理念に立ちまして指定管理の方の準備に入らせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、そこはね、新しくリニューアルされるというか、構造的なものはあんまりやるように聞いておりませんが、やっぱり構えとして、ぜひそういうアプローチも、利用者に対するアプローチも工夫を凝らしていただきたいというふうに思っています。

次に、三つ目の問題は、これも9月議会でしたか、私も指摘したところなんですけど、この間、設置目的でもあります健康づくりとしての、福祉施策を取り込んだ取り組みが進められて、注目できる成果を上げてきたというのが私の判断です。この事業の取り組みについては、どういう位置づけに今後なるのか、お伺いしたいと思っています。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

募集要項にも基本理念としまして、今、議員の方から申されました内容を遵守するといいますが、遵守するという形で提案をさせていただいておりますので、地域コミュニティもさることながら、基本は、地域住民の健康増進を基本に取り組んでいただくと、その手法として、さらなるサービスを加味した形の中で、より多くの方が入ってこられる形をつくってほしい。さらには、今、行政が計画しております福祉、健康等の増進部分からも既存の今、取り組もうとしております保健課、福祉課との連携は、必ず優先的に取り組んでいただくというような内容も、最終的には協定書で結ぶんですが、要綱の中で、そういうことはうたっておりますし、企業につきましても、そのことを十分考慮しながら計画を出してきていただいているということを確認しているところでございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

最後になりますが、いわゆるその新しい民間企業の、ドルフィンがされるという話なんですけど、私、簡単に言って職員のね、そこでの職員の待遇の問題をちょっとお聞かせ願えたらと思っています。

それは、私の思い込みかどうか分かりませんが、私は、このように思っています。指定管理も民間委託で、民営化の一形態なんですけれども、これら民間活力論の企業側のメリット、主要なねらいというのは、結局、職員の人件費をどれだけ安くするか、このことに尽きるというふうに思っています。このことが、この間の日本じゅうで起きた契約社員の制度の問題や期間工、派遣切り、請負労働、派遣村の実態など、雇用とワーキングプアの問題で、一層鮮明になったと思っています。

先に述べましたが、今、深刻な不況の中で、雇用問題というのは非常に、最も重要なことになってるわけで、家族を養って、近所づき合いもでき、社会的責任の納税もきちっとできると、こういう収入の保障というのが大事だというふうに思ってます、もちろん労働環境は、労働時間は8時間が基本だというふうなことは言うまでもないことです。そこで、お伺いしたいと思っているのは、職員の待遇は、どういうふうになるというふうにお考えなのかをお聞かせ願えたらと思っています。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

今、クアハウスの管理体制といいますか、職員体制につきましては町の職員、それから臨時職員、そして臨時職員は町の職員になるんですが、それからパート、アルバイト、そして、その部分につきましては、プール監視員等につきましてはシルバーに委託しているというスタイルで、フレキシブルの形の中で労働をしていただいております。

今回、指定管理になりました段階につきましては、職員につきましては一定の整理をさせていただきます、職員につきましては町の職員として身分を保障するという形をとるという計画で進んでおりますし、それから、臨時職員につきましては、企業側との最終決定、まだ、できておりませんので、臨時職員については、その移行になった際の思いを、現在、聞かせていただいております、それを最終的に決定しましたら企業と調整をします。もちろん、町の職員以外の給料につきましても、臨時職員につきましても、町の給与の中での時間単価等で現在も雇用しているわけですが、その金額を保障できるかどうかにつきましては、はっきりいってわかりませんけれども、思いとしては現給保障をしてほしいということも企業側に要望しながら、雇用継続ができる臨時職員、パートにつきましては、そのような形で雇用していただくような調整は図りたいというふうに思いますけれども、最終的に担保ができたものではないという形でございますが、そういうスタイルで現在、今後の調整をやっていこうという計画をしております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁でかなり詳しく説明していただいたんですが、待遇のね、職員の待遇の問題も含めて、その指定管理者との話し合いが、それなりに持っていると、基本的には今、答弁の中にあつたような立場で挑んでいただけるというふうに、私は理解しましたので、ぜひそこは、今ね、世界じゅうが、先ほど言いましたように、働いても食っていけないというような異常な事態が起きてるわけで、これは日本が特にきついわけですけれども、しかし、先ほど何で民間がするの、そんなことまでがたがたするかという疑問も当然出ると思うんですけれども、それは、今、大きな世界じゅうが、この間も公契約制度の問題でも述べましたけれども、大きな世界じゅうの流れが、今、言うてる、そういうことで、保障の流れというか、待遇をきちんとしなきゃ景気はよくなる、内需もふえない、このことの大きな世論形成ができていくということですね、その中で、この問題は非常に避けて通れないので、ぜひその点もきちんと業者の方に伝えていただいて努力していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） おはようございます。

それでは、クアハウスについて、数点ばかり質問をさせていただきます。

副町長になりますか、担当課長になりますか、ご答弁をお願いします。

まず初めに応募期間についてでございますが、この応募期間ですね、あんまり短か過ぎますと、なかなか新規の新しい方が参入しにくいでありますとか、そういったこともあります。

また、今回、新たに指定管理になるということで、いろいろな多くの方、また新しいアイデアを持った方に参入していただくことも非常に大事ではないかなと思います。そこで、今回の

応募期間について、どのような見解をお持ちのかお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

応募手順といたしましては、10月1日に、これは町のホームページから全国的に応募要領の発信をいたしまして、それで受け入れをする形をとりました。含めまして、10月の後半、10月20日ですけれども、それを受けまして、そのダウンロード等されまして、説明を聞きたいという方につきましては、10月20日に募集説明会をするということで、与謝野町に来ていただきまして、説明をさせていただきました。そして、10月29日に、その説明を受けられた企業が手を挙げられるということで、申請の受け付けを開始したということでございます。

そして、期限といたしましては11月6日、少し短い時間でありましたけれども、申請の提出期限を定めました。そして、審査等を行って現在に至っているということでございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） その手法、やり方については資料もいただけてますし、わかっておるわけですが、この期間の長さですね、長さをどういうふう認識されたのか、この応募の件数でありますとか、そういうことを踏まえて、どのように感じておられるのかということをお聞きしたかったわけです。

それと、もう1点ですけれども、条件ですね、条件も、これまあいいろいろと載ってますので、条件を聞くのではなくて、その条件が厳しいとか厳しくないとか、応募が済んで、この選定委員会が済んだ後、今となつての、この見解をお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

先ほどのご質問の答弁がちょっと、へんてこな答弁をしておりましたので、再度お答えしますが、日数的にぱっと見ますと、短い感じはしますけれども、逆にそれぞれの精通した企業であれば、ノウハウを持った企業であり、この対応について確実に回答できる企業でなければ、やはりだめじゃないかなという気持ちもございまして、若干短いなとは思いましたけれども、この中で出てくる企業は優秀な企業であるというふう判断もできるのかなというふうな感覚で考えて、対応はさせていただいたということです。

それから、制限等につきましては、先ほども言いましたように、プロ中のプロという方々が手を挙げておられますので、特に大きなハードルのことで質問等があったことはございません。

ただ、やはり経営ということが主になりますので、説明会で申し上げましたいろいろな細かい部分、先ほど言いました、現在、クアハウスが3年間経営をしておる中での経営的な数字も含めた中で、さらに踏み込んだ質問はございましたけれども、規制等についての部分での問題は特にございませんでした。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁がありましたけれども、まさにそこが聞きたかったわけでありまして、大手でありますと、ノウハウも持っておりますし、すぐ企画書もばんとできると、ただ企画書

だけ立派という場合もございますし、新たな、全く新しい発想で、新しい経営上の問題で、なかなか不安もあるとは思いますが、このあたりも非常に大事ではないかなということを目指したいと思います。

それから、次に、選定委員会の件でございますが、その中でいろいろと議論をされて結果が出たわけですが、議論が十分されたかというのを今、振り返ってみ、その見解をお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

締め切りをいたしました、即座に各審査委員の皆さんには、各企業の企画書等々につきましても、すべて配付をさせていただきまして、それぞれに分析をしていただくと。さらには審査基準、要綱を設けておまして、審査基準も事前に配付をさせていただいて、それぞれポイントとなります、また、重要項目につきまして、きちっと把握をしていただく意味で、勉強会もさせていただきましたし、その中で最終的な点数を、それぞれの立場で入れていただいた結果のものということで、一定の整理はできているものというふうに判断はしております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、勉強会もしっかりされて議論されたというふうに理解をいたしました。

次に、実際これが指名されまして、運営された場合ですが、このクアハウス、きょうまでに至るまでには、いろいろ皆さん職員さんも初め、いろいろなご苦勞、また努力をされてきて今日まで来たというふうに認識しておるわけですが、スムーズに、新しい次の方がスムーズにスタートできるように、すぐに、早く軌道に乗るためには、どういった方法が考えられるのか、その考えについて、どういった方法があるとか、例えば先ほど職員さんの話もございましたが、そういったことも含めてスムーズに移行するには、どういうふうな手段があるのかというのを伺いたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 企業、決定してないわけですが、決定しましたら、すぐに動きたいということで、私の方の内部としては、一応シミュレーションを設けております。その中で、先ほど言いましたように、臨時職員ですけれども。臨時職員、パートさんについて意向を聞いておりますので、その件について年明けにはもう話を進めていきたいというふうに思いますし、それから、施設全体の中の引き継ぎの問題も出てきますので、その引き継ぎにつきましては、企業側の方が、いつからということは、ちょっと私ども、まだ確認しておりませんが、この後、決定しましたら、あすからでも、許されるものでしたら向こうと調整するんですけれども、当然この3カ月間の間に、円滑な引き継ぎをするということの中で、計画書の中に上がっております責任者については、即派遣をしていただきたいと、アパートでも入っていただきまして、3月まで、副主任も含めて入っていただくようお願いしたいと思いますし、恐らくそうしてくれると思いますし、その中で職員、現職の職員がおりましたら、結構中身わかってますので、臨時職員といえども、そここの調整を図りながら、現場をしっかりと把握できると、その間に現場のといえますか、地域の雇用もしていただいて、早く職を身につけていただくよ

うに、事前に入っただけのような形もお願いしたいというふうに思っておりまして、まだまだ、こちらの方も逆にお願ひするわけじゃなくて、現職の方も、整理の方も、できるだけ3月までに整理できるように、出納閉鎖までにするという気持ちはあるんですけども、そういう形の中で何とか4月、ちょっと前後に休みをいただければならないことが起きるかもわかりませんが、その短い期間で整理をし、4月1日からはスタートできるような形にもっていきたいというふうに思っています。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） これもまた、仮定の話になるわけですが、実際、運営が始まりまして、これやっぱクアハウスが、利用者といいますか、町民の皆様や利用者の方、また、そういった方の意見が反映されるような、こういったシステムも非常に大事ではないかなというふうに思っております。そうした中で、行政として管理、監督、監視といいますか、ちょっと大げさですけども、こういったことをしていくとなると、いろいろと行政の方も負担が、またふえて、これもいろいろな意見があるとは思いますが、こういったことも非常に、今後は大事ではないかなというふうに思っております。そういった形で、この利用者や、また、この行政の意見とか、そういったものが十分反映できるような、そういったシステムづくりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

資料の中の比較表にもドルフィン株式会社が提案しておりますコミュニケーションの中にはその項目も入っておりまして、アンケートを随時行っていくと、それから会員さんとのネットワークづくり等を行っていきながら、管内での業者とのコミュニケーションを図っていくというようなことも企業側も企てておりますし、それから、もちろん私どもも丸投げと、このクアハウスだけではなくて、ほかの施設につきましても、当然、役員会なりには足を運びますし、その中で町がゆだねている基本理念を逸脱するようなことがあれば、当然、嚴重注意と、協定書違反というようなこともありますので、目配りはしていくというような形で、担当は私どもの方、すべて指定管理者といえども、大きい施設管理もありますので、すべて担当を配置しております、そことの、指定管理者とのネットワークづくりは現在も行っているところでございます。

8 番（浪江郁雄） 終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） それでは、スタンド条例と指定管理者と一緒に提案されましたので、まず、スタンド条例の方から質問をさせていただきたいと思っております。

今般、指定管理者の指定に伴って、スタンドも指定管理者で運営することができるというふうな条例改正が出たわけですが、若干、条例と規則との関連でお尋ねをしておきたいなというふうに思っております。

現在、第5条で、今回、6条になるわけですけども、温泉スタンドの利用の禁止する項目があります。4項目あるわけですが、その中の第2項に、営利を目的として利用すると認めら

れるときにはですね、これは利用、スタンド禁止ということになっておるわけです。今回、民間が入られて指定管理者になられたわけですけれども、そこら辺については、あくまでも、この条例が適用されるのか、あるいは民間としての自由発想の中で、これが利用が許可されるのか、その辺はいかがでしょう。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。
商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

条例の方には、そういうことで、条例を優先順位とするわけでございますが、規定の中にも若干うたっておるんですけれども、1回にくみ取る量が規定されております。その部分をかながみれば、なかなかきょうまでの収支を見ましても、この500リットルというものを超えて利用する場合については、一定の許可が要するというふうなこともございますので、その部分については遵守していただくという中で、経営は考えていただかなくてもいいと思うんですけれども、その分を守っていただきながらやっていく。もちろん、仮に許可をしたとしましても、基本は本施設であります、クアハウス施設が機能しないようなことになってはですね、大変なことになりますので、その辺の、両面から見ながら調整をしていかなければならないと思いますが、基本的には極端な営利を目的としたものには現在のところ、条例では使用禁止ということでございますので、これは協定の中できちっと結ばなければならないものというふうに認識をしております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 今度、民間の方が入られるわけですね。当然、その営利を目的として商売をされるわけですから、指定管理といえども、それは町の一定の条件のもとで行うわけですので制限はかかるわけですけれども、やはり、民間の発想とすれば、このスタンドを利用して、スタンドの湯をいろいろと活用方法で、これを生かすことができるというふうに思うわけですね。そういったときに、この条例があるわけなんで、これは完全に禁止しとるわけなんです。それが将来的に、そういうことがあり得るのではないかなと、私は考えておるわけです。そういう点で、将来に向かって、一切そういう行為については禁止されるおつもりがあるのかどうか、そこら辺がお尋ねしたかったわけです。

それと、やはりその温泉が出たということについては、旧岩滝町時代、まちおこしの起爆剤となるものがついにあられたというふうに言われたわけですね。そして、水田の中から温泉が、念願の温泉がわき出たということで、非常に活用が望まれたわけですけれども、このスタンドが現在、こういったものにですね、いわゆる町の活性化に生かされていないというふうなことがあるわけなんで、私はそこら辺は考えるべきじゃないかなと、この際、と思うわけですけれども、その辺の考え方はいかがでしょう。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。
商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

活性化の部分については、広い意味での活性化があるのではないかなというふうに思いますけれども、基本的に健康増進施設という部分を主に取り組むという中では、人的な部分の活性化、いうたら肉体的な活性化を図っていくというふうなことも一つの部分かなというふうに思いますが、片やまちおこしという部分での活性化ということになりますと、なかなかそこまで

できない、また周辺には共存施設がいっぱいある。またクアハウスにつきましては、特殊なクアハウスという部分でのくくりがありまして、大衆浴場的な部分ではないということで、多く広く、入館の方々を導入していくという、取り組みをすることは非常に、当初は形として成り立ったというふうに、私も数字を見まして考えるんですけども、現在は、そんな状況の中では非常に苦戦をするというふうに考えております。ですから、主たることを言われました、温泉は宝でありますけれども、人々の、町民の宝として位置づけて、どうそれをうまく活用するかということを主にし、そして、その中で、今回の企業に対して広いネットワークがございますので、その中でクアハウスという部分をPRしていただきながら、他の施設からの交流を図っていくというふうなこともできればなというふうに考えておりますので、今後、民間企業の導入によって図られる、まちづくり構想も、ともに考えていかなければならないと思っておりますが、現在のところは、なかなかそこに日が当たらないというのは事実でございますが、そういうことも将来的に期待をしながら、今回、提案をさせていただいているということで、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 今のところは条例もありますし、それは営利の目的ということで、なかなか前に進まないというふうに思いますけれども、私は今後の課題の一つであろうというふうに思いますので、そこら辺は指摘をいたしましてですね、次の質問にさせていただきますが、規則の中で、使用料の還付免除を行う中で、町は行政目的のために利用する場合については、使用料は取らないと、こういうことになっておるわけです。踏み込んだことを申し上げますけれども、例えば、ユースホステル、野田川の、森林公園ですね、あるいは、今は休止になっておりますけれどもリフレかやの里、こういったところは公の施設なわけなんで、行政目的でそれを使うとするならば、使用料は要らないのかどうか。また、そういった持ち出しが可能なのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

一日当たりの源泉噴出量につきましては、ご承知かと思いますが、11万リットルを上げまして、それを施設に入れていくというふうな形でやっております。それ以外を使うということになりますけれども、規則でいいますと、順番にいきますと、規則でいいますと公共施設の利用については無料ということで、これについては協定書を、もちろんうたってありますし、協定書の方で確認をし、それを優先的に、それは行えるというふうに認識をしております。無料ということで。

ただし、それにつきます運搬とか、そういうのは受益者という形で、クアハウスの方が持つということにもなりませんので、そういう形の利用ができると思いますが、その湯出量等の中で、どういうふうに使っていくかという話になりますと、今、上がっております量の関係もふくめて、それが施設に影響を与えないのかどうか、というあたりを分析しながら、他の公共施設に輸送といえども、その辺をきちっとした、主はクアハウスを円滑な運営させるための湯でするので、そこを主にした後で、従たるところで利用ができるということであれば判断したいと思っておりますけれども、今の段階では、そういう考え方で進みたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） ということは、現在、毎分211リットルの湯が出ておるわけですが、その中で現在、クアハウスで使用しておるので精いっぱいというふうにとれるのか、あるいは余裕があってですね、そういった持ち出しも利用してもらうのに可能だというふうに今、思っておられるのかどうか、そこら辺も1点、再度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、コインの購入は、今までにはクアハウスと町の、それから、そういった減免等の申請は、町長ということになっておるわけですが、これは指定管理者に置きかえられるのかどうか、申請が。そういう減免申請だとか、そういうふうなもろもろの申請がですね。それと、コインの販売場所はどこにされるのか、そこら辺、2点、3点ですか、お伺いしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

初めに湯出量につきましては、今のところ担当レベルでの話で、私も確実な数値を見たということではないんですけれども、今のところは使えるというふうな、豊富にあるということは、現在のところは聞いております。

それから、減免規定につきましては、この施設については指定管理にゆだねると、もちろん、その内規の段階で条例、それから規則、そして、きょうまでの経過も含めた中での内規部分も含めた、きょうまでの経過を含めた部分については、協定書の中で明確にしながら、最終的にそれをかんがみながら、指定管理が最終的に判断していただくというふうなことになるというふうに認識をしております。

それから、コインにつきましては、役場も持っておりますが、これを契機にすべてクアハウスの方で管理運営をしていただくという格好にさせていただくという計画でございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 条例については以上です。

次に、指定管理の関係について、若干、時間のある限り質問させていただきます。

まず、基本的な問題ですが、従来のクアハウスは、温泉利用型健康増進施設ということになっておったわけですが、今般の、この指定管理者の中で見せていただきますと、温泉利用プロム型健康増進施設というふうに変ってきておるわけです。これ変わった理由とですね、その違いですね、特徴、この辺はどのように違うのか、お伺いしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをいたします。

今回、温泉活用型からプロム型という形に変更をしております。これについては、運営委員会等でも議論をしていただき、また、行政内部でも議論をした中で、結論から申し上げますと、運営形態で特に大きな問題が一つ残っているんですが、こちらとしましては健康増進にかかる部分については、プロム型であろうかと、温泉活用型であろうと同じ形態であるということなんですが、過去にもご質問等がありました温泉にかかります温泉指導員と、それから、その温泉指導にかかります抜本的なカリキュラムを組んでいただきます医師の設置について、温泉活用型は必要になってきます。医師の設置につきましては、今、辻先生の方にお世話になってる

んですが、先生との話の中では、実際のところ活用がもうほとんどないというようなことも含めましてもう少し広義に考えた中で、新しい温泉スタッフもいろいろな形で広く活用ができるような中で、あまりしぼりをかけずに活性化を図っていくというふうな調整の中で、幅広くプロム型に変更したという経過がございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） プロム型と利用型とはですね、辻先生が今やっておられるわけですが、医師が必要ではないというふうに理解をしたらいいかなと、実際には健康増進とか、そういった目的にはですね、支障はないというふうに理解をさせていただきました。

そこで、管理条件の中でプロム型としての機能を有することが必要な条件に合っているというふうにここに、この応募の中であるわけですが、このプログ型としての機能を有することが、どのようなことを指しておられるのか、その辺は、このいわゆるドルフィンさんですか、ドルフィンさんに求められておる、いわゆるプロム型としての機能というのは、どのことを指しておられるのかお伺いしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 必ず温泉プラスアルファでの事業ということではなくて、クアハウスありますから、それを活用したらいいわけですが、プロム型になりますと、いわゆるスポーツジム、そのインストラクター、それから、もう少し専門的な健康指導員がおりますけれども、健康指導員は、器具等の扱いも含めて健康指導員は配置するわけですが、温泉活用を取得した指導員を置かなくてもいいということでございますので、ほかの、そのドルフィンさんの方を調べてみますと、インストラクターはたくさんおられます。温泉活用を取得された方も何人かおられるということですが、その方が、こちらの方に派遣されるかどうかはわかりませんが、対応はできる企業であるということは認識しております。たまたま温泉が、うちはあるわけですから、それを活用した中で指導員の配置があれば、それにこしたことはないんですけど、それがなくても従来の、簡単に言えば従来の健康指導、いろいろな機械を使った中で、きちっとインストラクター的に誘導ができるものが配置されれば、ここは成り立つということでございまして、そういう方を配置してほしいと。仮に配置がなくても、そういうネットワークはあるということで、配置をするべく、新しく雇用しました地元の社員といたしますか、社員をそちらの方に研修に行かせて、地元で活躍できるような計画はさせていただくということは質疑応答の中では確認をしております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） わかりました。プログ型としての機能を、このドルフィンさんは有しておるといふふうに答弁がありましたので、その辺は理解をいたしております。

それから、選定条件、応募条件の中に地元雇用の条件が入っていないんですね。これはなぜそれが入っていなかったのかなというふうに思うわけです。

ドルフィンさんの中で地域行政との連携についての項に、地元の雇用の促進ということがうたわれておるわけですが、どのような考え方を持っておられるのか。

あるいは、この辺のことはですね、なぜ地元雇用を、条件の中に入れなかったのかなというふうに思っております。それについてお答え願いたいのと。現在の職員ですね、先ほども職員

の関係について質問がございましたけれども、職員についてはですね、基本的には、この指定管理者が吸収されるのか、されないのか。今、正社員、正職員が、私は4人おられるというふうに思っておるんですが、臨時職員が3人ですか。臨時職員さんとはもかくとして、正職員さんを受け入れ、臨時職員も含めてですね、このドルフィンさんが受け入れられる用意があるのか、ないのか、そこら辺もあわせてお答えを願いたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 地元雇用の要綱の件の、付す件でございますけれども、ちょっと、私も今、時間がなかったんでばくっとしか見えなかったんですが、もう私の頭の中には、もう最優先ということで、何らかの形で、向こうには意思は伝えてあるんですけども、それがどこの部分に記付されているかということについては、ちょっと今、時間がなかったので確認ができなかったんですが、そういう認識でおります。ですから調べてみまして、してないということであれば、してないんですが、基本的に、現状として地元雇用最優先をお願いしたいということです。事を受けて企業側も、そういうふうにさせていただくということをアンサーされたということで認識をしております。

それから、職員体制も、先ほどちょっと触れましたけれども、町の職員、いわゆる町の職員については4名、そのとおりでございまして、この職員については、一応、現況の身分を保障するという形で調整を図っております。理事者との調整を図っております。あとの臨時職員等については、一応、1年契約ということになっておりますので、本人の意思を確認した上で、先ほど言いましたように、企業側等の調整の中で継続雇用をお願いするという流れで、現在、調整を図る計画をしております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 私は、何遍でも条件、応募条件なんかを読んでみましたんですけども、地元雇用というのがですね、入ってなかったというのがちょっと不思議であったわけなんで、今、お尋ねしたわけですけども。

ところでですね、現況の身分を保障するというふうに言われておるわけはですね、これは町として保障されるということであって、現在の職員をドルフィンさんが吸収されないということについてはですね、3,000万円の、ことし21年度の予算で組んでおりますけれども、人件費が町として負担になるということにほかならないというふうに思うわけですけども、そこら辺はいかがですか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） いろいろと議論を醸し出すところかなというふうに思うんですけども、数字的な部分で申し上げますと、確かにクアハウスについては一般会計で処理をしておりますけれども、その事業費のくくりの中で人件費と、それから経費を上げているという形でありますので、職員並びに臨時職員の給与がはっきりわかってくるということでございますので、ご指摘のとおり3,000万円余りの現計の人件費について、そのまま横すべりというふうなイメージになるかというふうに思います。そのとおりでというふうに思いますけれども、ただ、人件費全体の枠の中で、これは職員定数の関係の中では、ある意味、行政改革の中でも、その人件費のくくりは全体のパイの中に入っているというふうに私は認識しておりますので、これは今すぐ、そ

の数字を言われますと、確かにその分が減額されるんじゃないかということはおっしゃるとおりなんですけれども、将来的な中で、これが解決していくもんだというふうに、私は理解といいますか、認識をしまして、現在のところ、そういう方向で答弁をさせていただいているというところでございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） ちょっと時間がありませんのですが、ドルフィンさんが全員吸収されるというだったら、私はわかるわけですが、指定管理者はですね、一つは、やっぱり経費の節減が一つの目的でございますのでね、私はこの3,000万円、人件費ですね、これがやはり負担になるということについて、私は当初の目的から逸しておるのではないかなと、指定管理者にする意味がないのではないかなという考えがあるわけですが、そこら辺は町長いかがですか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） クアハウス、それにつきましては、町全体の職員の数の中に入っております、今も。ただ、事業仕分けといいますか、クアハウスという、そういう施設の中の職員としての給与、あるいは人件費を出すために、今、分けた格好でしております。ですから、もともと一つの財布の中から、その業務の部分についての人件費が出ておりますので、全体の職員の数の中で正職員が、要するにポケットはもともと一緒なわけですので、そういう全体の中で職員が退職したり、あるいは入ってきたりという、そういう出入りの中でのことですので、そこだけ特別に見れば、全く人件費が変わってないではないかということになりますけれども、しかし、今度は、その指定管理者として指定を出すわけですので、そこが維持していただく人件費というものについては、指定管理の中で適正な金額がはじき出されているというふうに考えております。ですから、意味がわかるかな、ちょっとあの、先ほど課長が言いましたと同じように、全体の職員の縮小という将来的な中で、人の数が減っていく、そういう中のところで全体の、町としての人件費の削減が図られてるということで、今の、その金額ではないということだけを申し上げたいというふうに思います。

10番（糸井満雄） もう時間がありませんので、これで質問、2問目に、続きにしておきます。私、理解にちょっと苦しむところがあるので。

議長（森本敏軌） これで、暫時休憩します。

10時45分再開します。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時45分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

小林議員。

5番（小林庸夫） それでは、先ほどから大勢の方々が、いろいろな質疑をなされましたので、私も大分理解もできましたので、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

この指定管理者のドルフィンさんとの契約を、これから可決されれば、なされるわけですが、この指定管理料ですね、平成22年度は1,896万6,000円という数字が出てますけれども、契約期間は平成22年4月1日から4年間、平成25年3月31日まで

ということでございますが、この契約金額につきましてはですね、毎年、一定ではなしに見直しをされてやられるということなのか、ちょっとその辺のところお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えします。

3年間の契約、これも含めた同意をいただくわけで、承認いただくわけですが、金額的には目標数値を上げております。これ以上ふえるということについては、もちろん会社持ちということになりますので、そういう形で会社側も理解をしております。うちもその金額以上は出せないということですし、さらにそれより金額が、内容によって好成績により減ってくるということにつきましては、これは債務負担を含まない限り、1年ごとの契約をしていかなというふうに思いますが、その事情をかんがみながら、金額を落としていただくというようなこともございますが、この企業は収支のバランスで、指定管理料の方が余ってくるという言い方はおかしいですが、収益が上がった場合に10%、町の方に寄附するといえますか、そういうことも確約させていただくというような形になっておりますので、それも全体的に考えながら数字を見ていくということでございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） これ以上ふえないという今、課長の答弁でございますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

先ほども、糸井議員さんからも出てましたけれども、やはりこういった指定管理者というのは、やはりそういった民間に託して、そしてより公の機関が運営されるよりは、より住民サービスの付加価値がふえるということの目的のほかにも、いわゆる自治体ですね、財政負担が緩和されると、縮小されるということにも大きな目的があると思っておりますので、きょうまでの指定管理者の、各団体の、きょうまで何箇所か認めさせてもいただいた中での、比較的、金額的には何百万とか何十万とか、いわゆる大ざっぱなくくりでなさっておられるわけですが、京丹後市の浅茂川温泉につきましても、ちょっと私はきょう資料、詳しい、何万円単位ですか、メモってきてませんけれども、浅茂川温泉が2,295万何千円とか、それから、あしぎぬ温泉も1,392万何千円とかいう形で、全部1,000円単位まで出ておりますので、このいわゆる1,896万6,000円という形で出てますだけにですね、やはりこの1,000円単位の、ここまで出ておるといふ形は、やっぱり一つ重みを感じていただいて、そういう方向で、ざっくりとした数字にならんような形でお願したいということが一つでございます。

それから、先ほども職員さんの、こういったクアハウスにおられる方4名と、臨時職員の方2名ですか、できればこちらに、町の行政の方に帰ってきていただくのか、その辺のことはわかりませんが、帰ってきていただく方でありましたならば、ぜひいわゆる町行政の中で各施設の、これからふるさと産品の関連で、古墳公園のこともございますし、そういったことは十分お考えだと思いますけれども、そういったこともあわせて、むだのないように人様を生かしていただく形で取り組んでいただきたいと、このように思います。以上でございます。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） クアハウスの職員に絡みます臨時職員含めまして、お話が幾つか出てましたの

で、補足にならないかもしれませんが、私の方からも少し申し上げたいと思います。

まず、臨時職員の問題です。課長がお答えをさせていただきましたように、会社の方からの提案としては、本人との話し合いによるし、労働条件によるけれども、会社の方としては、今回の提案の中で、臨時職員の雇用については、引き続き雇用する方向で考えたいという、はっきりとした、企画書の中にそういった記述がございました。

それから、糸井議員だったと思いますが地元雇用、これにつきましても、プレゼンテーションの中で、私の方から質問をしました。地元雇用については、どういうふう考えているんかという話の中で、正職、例えば正職員を当面、4名置きたいと、4名のうち2名ほどは本社から派遣で、2名については地元で雇用をしたいということは、おっしゃっていただいております。

それから、クアハウスに現在、正職員が4名おります。一般行政職が2名と現業職が2名でございます。これにつきましては、この間、るお話が出てますように、来春の指定管理の機会に役場の庁舎といますか、与謝野町のほかの職場に異動をさせたいというふう考えております。人件費のお話がありました、今回の一般質問の中でもご質問がありましたけれども、来年の3月末の退職者は、この間、途中1名退職してますので、それを合わせますと、来年3月31日では、合計8名の退職になります。それに対して、職種は違いますけれども、合計3名の雇用をすると、差し引き5名の減員であるということを一般質問でお答えをさせていただいております。

退職者がある中で、来春の雇用、新規採用をどうするかという話を考えるときに、クアハウスの、先ほど申し上げました4名の職員を役場の方に配置がえをいたしますので、そういった人数も考慮して、来年の新規採用の人数を決定しております。そういう意味で申し上げますと、退職者の補充に新たな新規採用の職員を雇用しなくても、クアハウスの方から正職員を人事のローテーションで回すことによって人件費総体としては、大幅な削減ができると。

それから、町長が申し上げましたように、今回、クアハウスから正職員を役場庁舎の方へ異動させることによって、将来的に発生する退職者の補充、新規採用も抑制することができるということで、人件費的には大幅な削減効果が見込めるというふうに考えております。以上でございます。

議 長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） どうもありがとうございました。終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 産建の委員会でも概要を伺っております、多くの質問が出まして、1点だけですね、質問をしておきたいと思っておりますが、本来的にいいますと、あの施設は入湯税を取らなければならない、私申し上げましたが、そういう施設であると、私は考えております。しかし、きょうまでいろいろな事情がありまして、これが対象になっていない、これはこれでいいわけですが、今回ですね、新しく指定管理に出した段階では、私は入湯税の当然対象になるし、取らなければならないと、こういうふうに思っておるんですが、そこのところは、町はどのような指導をされておりますか。例えば、この宮津与謝管内でもホテルなんかではですね、

天然温泉を利用しているところは、ほとんど当然、入湯税がかかっているわけですが、その辺の指導はどのようにされておられるのか、ここのところだけお伺いしときたいと。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 基本的な部分によりますと、消費税の問題につきましては、当然、税対象になるだろうというふうに認識をしておりますが、入湯税につきましては、民間といえども行政施設であるということで、私の方は、その分を徴収するということについては、私の認識の中にはないんですけども、調整をさせていただきますが、そういう認識でおります。

議長（森本敏軌） 勢旗委員。

1 1 番（勢旗 毅） これは私はですね、きちっとしておく必要があると思うんです。京都府と十分調整をされまして、ここがスタートですから、やはりきちっとされておかないと、あとにいろいろな意味で禍根を残しかねないというふうに思っておりますので、このことだけですね、十分検討してほしいなど、このようにお願いして終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

有吉議員。

1 7 番（有吉 正） 1点だけ、温泉スタンド条例でお聞きいたしますが、第6条で、先ほど糸井議員がいろいろと質問されました。その中でも言うておられたと思うんですが、第2条ですね、第6条の（2）営利を目的として利用すると認められるときは、スタンドの利用を禁止することができるということで、今まで運営を、この条項は、現行もあるわけですが、私はもうこれは、この際、一般の民間のホテルなども、あるいはほかの施設あたりも、やはり使われるところには出される方がいいんじゃないかなと、こういう方向も、たしか糸井議員もおっしゃっておられたと思うんですが、今後、指定管理者と協定の中で、いろいろと締結に向けて、そういうことら辺が私は問題になってくる場所もあるんじゃないかと思っておりますので、やはり、今後はそういうことも考えた方向性を打ち出すべきではないかなというふうに私は思いますが、これは町長、あるいは副町長にお伺いをいたします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをさせていただきます。

天の橋立岩滝温泉スタンド条例の第6条第1項第2表で、営利を目的として利用すると認められるときは、スタンドの利用を禁止することができるという条文がございます。十分なお答えにならないかもしれませんが、ここで言うてます立法趣旨といいますか、その条例の趣旨としては、特定のもので温泉スタンドから大量の湯を、例えば自分の車の大きなローリーのようなものに給湯をして、それで、どこかで営利を目的とする、例えば温泉まがいの、温泉まがいといいますか、クアハウスのような類似の施設をつくって、そこに給湯するというようなことを想定しておるんじゃないかと思うんです。だから、そういったことを前提として考えておるのではないかというふうに考えておりますので、これまでからの利用、それから今回の民間の業者が指定管理者として入ってきた場合でも、そういった大量に、特定のものにお湯を給湯するということは、想定をいたしておりませんので、これはこれで特に問題はないんじゃないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

1 7 番 (有吉 正) そしたら1点だけ確認いたしますが、例えば、どこかのホテルなり、そういうところが、ここを使って、スタンドからお湯を買って使っておられるところが、民間ホテルです、そういうところは今現在あるのかどうか、それは禁止されておられないと、そういうことでしょうか。

議 長 (森本敏軌) 太田商工観光課長。

商工観光課長 (太田 明) そういう例はございません。ございません。

1 7 番 (有吉 正) 使っていないということですね。

商工観光課長 (太田 明) はい。

議 長 (森本敏軌) 有吉議員。

1 7 番 (有吉 正) でしたら、なおのこと、この際、やはり温泉を利用した、クアハウスは健康施設と、だけど温泉を利用した与謝野町全体の、あるいは旧岩滝町になるのか、全体のまちおこしというのか、そういうのを活性化に向けて利用するというのを、私は言っておるわけなんです、今度、指定管理者が、ここも管理されるという際ですね、そういうことも私は今すぐというんじゃないし、やっぱり締結に向けても、そういう方向性も町は考えているのだということも、私は言っていたきたいなと、協定を結ばれる前に整理をしておく必要があるのかなと、こう思うんですが、再度、お伺いをいたします。

議 長 (森本敏軌) 太田商工観光課長。

商工観光課長 (太田 明) 条例を認めていただきまして、この件が一環関連して承認いただきましたら、規則の改正を行っていくわけですけれども、1日500リットルということで制限をかけております。先ほどの質問の中にもありましたが湯出量、1日の湯出量があるわけですけれども、基本的には本施設を円滑に運営する湯量は配給しなければならない、残りの分でどう対応していくかということになるんですが、これ優先的に一業者ぽんと決めまして、次から次へと例が出てきた場合についてですね、その收拾がつかない湯量になった場合の制限をどうするかとかいうような問題もあるというふうに思いますので、基本的には、この現況で当分は行かせていただきながら、副町長の答弁もありましたけれども、その湯量の関係も含め、やはり一定の量の規制をかけた中でやらないと、町内のそういう関係業者にとどまらず福祉施設もありますし、そういうところの要望も含めてやった場合については、量が足らないようなことも発生するということは予測されますので、そういうところも含めた、全体をもう少し時間をかけて調整を、新たな発想としては非常に私の方もできたらなとは思いますが、現状をきちっと把握した中でやっていかなければならないと思いますので、調査をしながら、理事者との相談をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

議 長 (森本敏軌) 有吉議員。

1 7 番 (有吉 正) 行政マンらしい答弁だろうと思うんですが、大体、急に終わるんですね、そういうことは。と私は考えるわけですが、ただ慎重に考えていただきながら、そういう方向性は持っていたきたいなというふうに思います。終わります。

議 長 (森本敏軌) ほかに質疑ありませんか。

廣野議員。

4 番 (廣野安樹) 多くの議員から質疑が出ましたので、私も一、二点ちょっとお聞きをしておき

たいと思いますが、料金面についてちょっとお聞きをしておきたいと思います。

現在、会員さん、年会員さんは6万円ということ。それから月の会員さんにつきましては、6,500円ですか、それから、また土曜、日曜、祭日が行けない、行かれないという方については、年間4万円だったというように記憶しとるんですが、また違いましたら教えていただきたいんですが、この料金体制はどのようになるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思いますし、またこのドルフィンとどのような形で料金体制を話し合われておるのか、この点についてもお聞きをしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

基本的な部分としての会社からの調整、また要綱にも当たっておりますけれども、また条例にもうたっておりますが、現行の今回、料金、利用料金は条例改正しておりませんので、今おっしゃられました細かい部分は、また別としまして、現行の利用料でいかせていただくというのが町の考え方です。ただし、それ以上の上限で求めたいという場合については、町との協議ですが、それはもう協議段階から、それはもうだめですよということでございますので、それ以下の金額でやられることについては、一定、町と協議は必要ですけれども、大いにやっていただきたいというふうに思っておりますし、違った形でいろいろなサービス、特典サービスだとか、いろいろとあると思っておりますけれども、その辺が今回、企業に期待する大きな部分ですので、私どもいろいろな計画を、地域住民の目的達成のために、サービスができるように、お願いをするつもりをしております。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） いわゆる、先ほども人件費や何やかんやいうて、経費が随分かかっておった、この施設で赤字が続いたというようなことで、指定管理になるわけでございますが、町内から持ち出している、このいわゆる結局負担、町外の人、半分ぐらいは町外の人が入っておられるようにお聞きをしておるわけでございますが、今のお話ですと、現行の料金ということでございますので、町内、町外を取らず、今の現行体制で行かれるということで理解させていただいていいですか、その点をお伺いしときたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 現料金体制で行かれるものというふうに思いますが、最終判断は企業が4月スタートの段階で、幾らに設定されるかということについては、まだ、確定をしておりませんので、全館使用で1,200円のところを1,100円でされるかは、まだわかりませんが、以上にはならないということで、町としては現行で、とりあえず設定をしとくという。

4 番（廣野安樹） 会員さんもですか。

商工観光課長（太田 明） 会員さんも一応、私どもの方は変更なしで、はい、お願いしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは、職員の採用につきまして、ちょっとお聞きをするわけでございますが、先ほど、副町長の方から、本社の方から2人、それからまた、正職員として、町の方の地

元雇用として2名ほど採用したいというようなお気持ちがあるようにお聞きをしておったんですが、こういった施設につきましては、従来からシルバーでお世話になったり、パートでお世話になったりというようなことで、地元雇用が結構あるわけですが、この点については副町長、どのようにお話をされておられるのか、やはり地元、こういった、先ほども伊藤議員の方からありましたように、非常に地元雇用、また望んでおられる方があるわけですが、この点については、どのようにお考えになっておられるのか、またどのような要望をされておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 会社の方が採用される、雇用のお話でございます。

先ほど、私が申し上げたのは、プレゼンテーションのときの、私が直接質問をしたことに対して、正職員は4名ほど採用したいと、半分は地元で雇用したいということは確かにおっしゃいましたので、そのことを申し上げたんですが、それ以外に臨時職員も地元で雇用したいということは、先ほどお答えしたとおりでございます。

今、シルバー人材センターからもプールの監視であるとか、あるいは、クアハウス内の清掃なんかにも大変お世話になっております。そういった実態は、町の方からお示しをしておりますので、その後、引き続き来年の4月以降も、そういった例えば、プール監視であるとか、管内の清掃、現在、お世話になっておる業務を引き続きシルバー人材センターで、会社がお願いをされるのかどうかは、会社のご判断でございますので、承知はいたしておりませんが、実態は、シルバーでお世話になっているということは申し上げております。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） その点につきましては、やはりこうした状況でございますので、ドルフィンという会社の方に、できるだけ地元で臨時、またパートにつきましてもお世話になりたい。また、シルバーを今まで利用させていただいておったわけですが、その点についても強く要望をお願いをしておきたいというように思っております。

それから、その次に、レストランについてお聞きをしておきたいと思いますが、この資料を見ますと、従来の業者に検討というようなことが書いてあるわけですが、やはり温泉には、やはりなくてはならない食堂、いわゆるレストランというものに対しまして、この会社が、従来の会社と検討するというようなことがあるわけですが、この点についてももう少し詳しく、わかっておる範囲で教えていただきたいというように思っております。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

レストランあじさい、3階のレストランにつきましては、現在、丹友商事さんの方にお世話になっております。この話が持ち上がりまして、指定管理の方向へということで、9月の議会で承認をいただきまして、条例改正以降、いろいろと調整をしておりました。結果、本日、提案しておりますけれども、承認と関係なく丹友商事さんとの調整におきましては、12月末をもって撤退を、撤退といいますか、契約解除、賃貸解除をしたいということをお聞かせ願っております。あと事務的な処理方法については、現在、調整中というところでございます。その結果を受けまして、私の方としましては、ああいう憩いの場所が必要というふうに考えてま

すし、会社側も何らかの形で、今の形じゃなくて違う意味で、いろいろなほかの施設の活性化しております部分を導入した形で取り組みたいというふうなお考えもございますので、地元にもたまたま出されるのか、自からやられるのかは、まだ決定しておりませんが、そこはあの形でレストラン部分は残るとい形になりますけれども、現況の丹友さんについてはそういう意向が、もう打ち出されたということでございます。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） 今お聞きしておりますと、今お世話になっておる会社が、今年度に撤退というようなことをお聞きをしておるわけでございますが、もしも撤退されると4月1日からということになりますと、1月、2月、3月、どのような形で結局、このレストランを考慮しておられるのか、その点についてもお伺いしておきたいと思ひますし、やはりこの食堂で、いわゆるトレーニングをし、プールで結局、活動された後、やはり一服というふうなことで、この食堂にいたしましても、レストランにいたしましても、非常に意義あるもんだというように思っております。この施設どうして、この1月から3月まで、どのような形で取り組んでいかれるのか、この点もお聞きをしておきたいと思ひます。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

年末年始、1日から開けていくということで、クアハウスやっておりますので、たくさんの方がこの期間、ふるさとの方へ帰って来られた方も含めて、利用していただいております状況はよくわかってますので、そこで地元産品を食べたいという、食べられる方もございますが、その引き継ぎが非常に難しい段階での会社側の意向でございますので、それを受けざるを得ない、なかなか・・・ことができないというような状況でございますので、年末年始の部分については、どうしてもクローズになる状況になると思ひます。

できましたら、なかなか、管理ですので、先んじて、このドルフィンに、この部分だけを先にやってくれというわけには、なかなかいかないと思ひますが、それも許されるなら、例えば、どんぶりものであるとか、そういうものではなくて、私の方の思いとしては、ここで運動された方が、リフレッシュできるスポーツドリンクだとか、それから飲み物ですね、野菜ジュースであるとか、そういうものであれば、大きな費用をかけずに人件費なしで、自動でできるようなシステムも、この会社は持っておられますので、そういう機械を導入していただいて、無人の中で、そういう運動をされた方がリフレッシュできるようなコーナーが、3月まででも持てたらいいなというふうに思ひますけれども、なかなか現実には、思いとはうまくいかないものがありますので、正直なところ最悪の場合は今の自動販売機、現況にある自動販売機で対応していただくというような状況が予想されるということでございます。何らかの形は取りたいと思ひますが、現状はそういうことでございます。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） ことしいっぱい撤退されるということになりますと、あと半月です。これ議案が、きょう可決されましたら、これから後に、あと半月の間、どのような形でドルフィンとお話し合いをされるのかわかりませんが、できるだけ早く、こういった問題につきまちは、利用者に負担のかからないように、また利用者が来てよかったと言っただけのような、盆

と正月は本当に多いのは、課長よくご存じだと思いますが、こういったときに、やっぱり稼ごどきに食堂がないとか、レストランがないとかいうようなことのないように、一つ結局、そういったことはジュースや何かで過ごしていったらいいというもんで、私はないと思いますので、この点についても十分ご検討を願いたいというように思っておりますが、最後に1点、もう一度、会員さんの継続でずっといきますと、3月いっぱい一応、決算が新しい会社に行くというようなことになろうと思いますが、そういった金額に対しましては、そこで切るのか、どのような形で決算をされるおつもりなのか、その点をちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 回数券、それから既に有価証券としても発行された、いうたら会員さんの権利ですね、それについては、3月31日が残っております部分については、もう既に前もって町の方が収入として得ておりますので、その4月以降の期限分については、会社側の方に、それは保障すべきだなというふうに思っておりますので、3月まで切った段階で、その予算計上をいつするかということについては、今、調整中ですけれども、できるだけ早目にということで考えていますが、3月議会の中で補正を組ませていただいて、会社側に、その分は譲り渡すというか、というような格好にするべきかなというふうには認識しております。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは、最後に、会員さんも随分おられますので、引き継ぎに対しましては、十分、もう配慮していただいて、会員さんやお客の方に迷惑のかからないように、これが可決されましたら、ドルフィンとしっかり話をしていただいて、3月末でうまいこと引き継ぎができますように、一つお願いをしておいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、私も温泉条例、クアハウスの指定管理について、少しだけ質問させていただきます。

その前に、先ほど有吉議員が言うておられた、いわゆる泉源の有効活用なんですけど、私は、これはやはり、ぜひともやるべきだと、といいますのは、今回の指定管理の目的としても、大きな目的は、いわゆる民間活力の導入というのか、育成というのか、ある資源を有効に使って、やっぱり地元の企業が生きていくというの、私は大変大切だなと、料金的な問題だとか、いわゆる今のリットル1円を、営業に使う場合には少し上げることも可能でしょうし、そういう前提条件、それからまた、使用料をある程度、一定の制限をすとかいうふうなことも可能だろうというふうに思いますし、そういう方向で有吉議員と全く一緒の考え方をしておるということ、まず申し上げておきたいというふうに思います。

それから、その泉源のことでちょっとお尋ねするんですが、1分間に211リットルというのが、私ら聞かされておるわけですが、この最近、いろいろな温泉地でも源泉が渇水して湯が枯れておるというような状態があります。この岩滝温泉についても、かなりの年数がたつわけですけれども、源泉について調査がされておるのかどうか、今、余り上げておられないので、十分な湯量は地下水、地下にあるだろうと思うんですが、211リットル上げたときに、いわ

ゆる水位が下がるか下がらないかというのが、211リットルの計算の基礎です。これは調査がされておるのかどうか、最近。そのことについてお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

私自身が担当しましてからは、専門的な調査ということはちょっと覚えがないんですが、やってるかもわかりません。私の中ではないんですが、通常業務の中で、担当が温泉ポンプの抵抗測地をしております。これは要するに、先ほど言いましたように、1分間に211リットル上がっているかどうかという測定値を月に1回、時間をかけまして調査をしておりますので、その段階で、その数値が変更ないということで、変更あれば当然、報告があるんですが、変更ないということは、月1回ですけれども、その中で安定という報告を受けておりますので、その段階で確認をさせていただいておるという状況でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） かなり長くなりますので、私も細かい調査の方法はわかりませんが、やはり一遍ぐらいは、この際、調査をしておく必要があるんじゃないかなと。といいますのは、それによって、きょうも出ておりましたし、過日の一般質問の中で赤松議員も言われた、ほかのところに、この湯は利用できないかどうかということが議論されております。これはあくまでも1分間に211リットルという根拠のもとに、そのことが議論されておりますので、このことについての一定の、しっかりとした調査があって、これは間違いないんだと、なおかつ上げられるか、量が減っておるかというあたりは調査が必要ではないかなというふうに思いますので、これをお願いをしておきたいと思います。

そこで質問なんですけれども、いわゆる私は、いろいろな方が質問されましたので、今回のドルフィンに決定をされた決定経過について、ちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

まず、最初に2,000万円という金額を条件に公募されたというふうに、資料もいただいておりますし聞かされておりますが、実は私も全然、担当の委員会も違いますし、このことについては、何も途中経過というのを聞いておりませんので、ちょっとどういうのか、幼稚な質問があるかもわかりませんが、その辺はお許し願いながら、その2,000万円の決定の根拠、従来でしたら3,000万円とか4,000万円とかいう持ち出しをしておったのを、2,000万円という限度を決定された、その根拠は何であったかお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 先ほどもご質問がありまして、簡単に説明申し上げましたけれども、根拠と申しますと、やはり出と入りの関係、バランスシートを見るわけですが、過去3年間、あるいは一部5年間の推移を見ながら、それぞれの項目を算定しております。事業収入、事業外収入によって、収入が見込める数字を上げておりますし、それから、支出については人件費、それから事務費、管理費、事業費というくくりで細かく内容を調査しまして、それぞれの数値を上げまして、数値的には2,100万円を超える金額にはなりましたが、この分について企業努力で、やっぱり2,000万円以下に落とさせていただくと、努力をさせていただくということも踏まえまして、予定価格を2,000万円というふうにさせていただきました。

そこの細かい積み上げは手元に持っておりますけれども、そういう状況でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろな細かい数字を積み上げられて、企業努力で、業者なら2,000万円のできるだろうということが役場ではできなかったというように、今、私は聞き取ったわけですけれども、役場でなぜできなかったのか、そして、業者なら2,000万円以下でできるという大きな違いはどこにあったか、そのことについてお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 新町になりまして、この施設を管理する中で、議員さん方々につきましてにはバランスシートの問題や、いろいろなことのご質問をいただきまして、叱咤激励していただきながら努力はしてきました。確かに数字だけを見ますと、マックスで3,300万円、去年あたりはそうですけども、投資的経費等も含めた中での数値ですので、なかなかバランスシートのばつと見て大きい数字になるということですが、中身的にはいろいろと努力をしております。とりわけ21年度につきましては、指定管理に持っていくためにも、やはり今、できることを精いっぱい、職員一同しながら、この数字を目標に努力し、指定管理にゆだねるなら、これよりもっと少ない数字でやれるはずだというものを見せる意味で努力をしてきた経過があります。

そういうことによって、今の数字を出してきたんですけども、やはり基本的には人件費も大きなウェートを占めてますし、それから、経常経費的には光熱水費にかかる部分、それから、特に光熱水費については、私の方もいろいろと経験の中で現場と話をしたんですが、当たり前のように水銀灯を年じゅう、5時から閉館までつけているというふうなことで、夏であれば明るいんで、その時間、タイマーを変えて6時ごろからつけるとかいうふうなことによって、かなり経費が節減される、また今回は、いわゆるタオル、それからフェイスタオル、バスタオルが有料にさせていただいて、会員さん等のご協力を得たことによって、大きな数字が出てきたというふうなこともありますので、できなかったという部分につきましては、やはり人件費は当然、その対価は支払っていかねばならない部分としては、どうしても、これは変えるわけにはいかなかったという部分ではなかろうかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 努力をされた結果をちょっとお尋ねするんですけども、21年度の決算の見通しで岩滝クアハウスに対する持ち出しは幾らを想定されておりますか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 最終的な決算になりますと、先ほど言いました会員の前払い分の対価補償や、それから最終的に申し上げますと、最低の小修繕はすべきかなというふうに思っておりますので、その辺の投資的経費が出てくるかなと、長期修繕は別としまして短期的に、引き継ぎに当たっての経費等が出てきますので、その分は除外いたしますと2,200万円、いい格好しますとあれですので、2,200万円を目標に努力をしているというところなんです。それ以上にはならないように頑張っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろと頑張っていたら、かなりのところまではできるのかなという

ふうに理解をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、2,000万円で天ということが出されました。その中で1,600万円のところ、1,900万円のところ、1,800万円のところというような格好で、これは1,800万円ですけれども、五つのグループなり、業者の方が応募されたわけですけれども、過日も一般質問の中で言いました入札のこととはちょっと違うんですけれども、入札の段階で最低価格がないところも落札をされておるということで、選定委員会を設けられて協議をされたと思うんですが、選定委員会のメンバーをお聞かせ願いたいと思います。

出とるんかいな、参考資料に出とる。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 選定委員会の委員は、合計で12名いらっしゃいます。一人ずつ委員の。

9 番（井田義之） 役場以外の方があつたら・・・。

総務課長（大下 修） 役場以外の方は、（有）ほくと・ビジネスクリニックの吉田先生と、それから伊東コンサルティングオフィス代表の伊東先生の2名でございます。それで、その一番後ろの点数表にもございますが、実際にはクアハウスのときには2名欠席でございましたので、10名の点数の合計、それからもう一方の。

9 番（井田義之） 2名欠席というのは、この先生が2名欠席なだけですか。

総務課長（大下 修） いや、職員の方が2名欠席、それから森林公園の方は1名の職員が欠席ということでした。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） その方々にお世話になって、ここで参考資料の中に点数の結果が1,242点だとか、1,240点だとか、それから点数に、こういう格好で点数の配分をしてというようなことは出ておるといふふうに思うんですけれども、1,240点のうちの2点の違いですね、ここで決定された、これは大変大きな、点数以外の、私は幾らかの要素があるのかなというふうに判断をさせていただくと、勝手にそういうふうに思つてんですが、もし、その大きな要素、ドルフィンに決められた、ほかの業者とはここが違うんだということがあれば、それと。

それから、あと1点、地元業者、先ほどから出ておりますレストランをクアハウスに、大変ご無理をお願いして、レストランが赤字になってもやらなければならないということでやっていただいております企業があります。その企業、いわゆる先ほどから地元地元という話が出ておりますが、私も一般質問で言いましたように、この際、やっぱり地元循環型の、行政もそういう方向でやっていただくのが一番地元活性化、また地元の、これ以上の落ち込みを防ぐ大きな要素だろうという前提で一般質問をさせていただきましたので、そういう意味も踏まえて、地元業者が、なぜあかなんだのか、その辺もあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

どなたでも結構ですが、できれば副町長、ほんならお願いします。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず、点数のお話があつたかと思います。

議案資料の33ページにお示しをいたしておりますように、第1位の会社、ドルフィン株式会社でございますが1,242点。第2位のB団体というふうに表示をしておりますが

1, 240点で、差はわずか2点ということでございます。際立った特徴はというお話でございますが、この資料の42ページに審査得点シートをおつけしております。この得点シートに基づきまして、先ほど総務課長がお答えしましたメンバーによって、点数をつけていただいております。特に重要視をしております項目につきましては、配点のところをごらんいただきますと、ほとんどは、満点5点ですけれども、2点につきましては、配点の欄が10点掛ける2ということで、10点を付加しております。合計160点という配分でございます。

特に際立った優秀な点はといいますか、いうお話だったと思いますけれども、プレゼンテーションが終わりまして、その後、質疑応答をして、それぞれ委員が採点をしたという経過でございますが、その中ではプレゼンと、質疑応答の結果を各自が、その結果に基づいて、各自が自主的に、主体的に採点をしたということでございますので、その内訳として、例えば、その1位の会社と2位の会社と、どこの部分が大きく違ったかとか、あるいは特に重視をしている部分で、何点の開きがあったかということについては、承知をいたしておりません。

すみません。もう1点のご質問は。

9 番 (井田義之) いや、もう一遍、質問します。

副 町 長 (堀口卓也) よろしいですか、はい。以上でございます。

議 長 (森本敏軌) 井田議員。

9 番 (井田義之) この得点シートの中、得点シートですけれども、町の持ち出しは指定管理料の決定で決まるわけですね。指定管理料が、先ほども言いましたように1,900万円のところ、1,600万円のところ、それから1,800万円のランクが多いわけですが、この部分については、どこにそれが、採点項目として入っておるのかなと。

それから、先ほど言いました、私の言うておる地元循環型ということで、従来の地元に対する貢献度、これも、この間の・・・きばって言うたわけですが、これについては、この項目のどこに入っておるのか、念のためお願いいたします。

議 長 (森本敏軌) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) まず、1点目の指定管理料のお話でございます。

42ページの、この審査得点シートで申し上げますと、一番左に番号が振ってございます。7番管理経費、提案額についてというふうに記述があらうかと思っております。ここのところで、指定管理料につきましては評価、反映をさせていただいております。

それから、地元貢献につきましては管理体制、人的な配置の問題にも含まれておりますし、それから、施設運営の取り組みについても、そういった内容がございますので、特にどの部分でということとはなかったかと思っております。以上でございます。

議 長 (森本敏軌) 井田議員。

9 番 (井田義之) もうこのことについて、もう既に決められておりますので、今さらどうこう言うてもしやあないわけですが、やはり地元の貢献度というのか、地元に対する配慮というのは幾らか必要ではなかったかなというふうに、このことはそういう・・・で申し上げたいというふうに思います。

それから、採点をされて、先ほど言いましたように1,242点と1,240点ですか、これについて、その後、この2社の業者についての再度のヒアリングというのはなされたのか、

なされなかったのか、もうこれで決定通知を出されたのか、お願いいたします。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 2点差につきましての再度のヒアリングということでございますが、特に実施はいたしておりません。採点が終わって、その採点結果については、その場に残っております委員の中で点数を明らかにして、こういう結果になりましたということで、わずか2点でございますけれども、これをじゃあ、例えば再度ヒアリングをするとか、もう少し何か特別に考えないかんのかというような話はなくて、その2点差でございましたけれども、その場ですべての委員に確認をしまして、この結果でよろしいかと、異議なしということでご返事をいただきましたので、2点差でございましたけれども、ドルフィンさんに決定をさせていただいたということでございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 最後に、私も税の問題、あんまり詳しくないんであれなんですけれども、ドルフィンさんに決められました、与謝野町の法人税、今年度40%の減です。ドルフィンさんからは法人税は、こういう状態のときに入ってくるのかどうか、その件を最後にお尋ねしておきたいと思います。

税務課長さん、どうでしょうか。

議 長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。

決定されますと、法人でございますので府なり町の申請が入ってきます。それによって法人を均等割なり、法人、町民税の均等割、これをいただくことになると思いますし、また収益等が出ましたら、また、そういう中で税割の方がかかってくるだろうというように、させていただくことになると思います。

9 番（井田義之） 間違いないんですね。

税務課長（日高勝典） 一般の法人扱い、企業ということで法人の扱いをさせていただくことになると思います。

9 番（井田義之） 質問終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、まず温泉スタンド条例についてお聞きします。先ほどから湯量の件が問題になっています。先ほど井田議員が指摘されたように、こういう施設で大変大きな課題といたしますか、危険が、温泉源が枯れるということがあります。その原因の大きな一つに、出るお湯を使い過ぎるということがあるというふうに聞いています。当然、この温泉スタンドは、クアハウス岩滝の温泉を維持していくということが大前提だろうというふうに思っておりまして、そういう意味では、私の聞く範囲では出る量の3分の1以上を使うとだんだん細っていくという話も聞いています。何が正しいのか正式に知ってるわけではありません。先ほど、課長が慎重な答弁をされましたが、そういうことも含めて、慎重に検討するというところだと思っていますが、そのことについてのお考えを、まずお聞きします。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

専門的なことはわかりませんが、皆さんと共通しておりますところは、1時間に211リットル湯出するというところでございますので、1時間。

1 番（野村生八） さっき1分言えへんかった。

商工観光課長（太田 明） すみません。1分です。それを10時間湯出するというところでございますので、11万リットルというものが出るという形の中で動かしております。10時間動かしているというところでございます。そのうち1日当たりですから、一応、大体、3万リットル温泉スタンドに必要だろうというふうな考え方で担保しておりますし、それから、管内に最低必要な湯量が6万リットル、各種浴槽に入れます。回すわけですけれども、管内は全体で8万リットル要るというところでございますので、その2万リットルについては、水を回して運用をしているという状況でございます。答弁の中には、噴出量について、豊富であるけれども、今は豊富である、チェックはできておりますけれども、今後こともわかりませんし、そういう意味で私の方としましては、その数値を専門的には分析しておりませんが、その中で毎日を運用していくスタイルをとっているということをご承知願いたいと思います。以上です。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 温泉源というのは、地下水です。そこに今、出るのは、そこに以前に蓄えられた地下水が出てくるという意味であって、そのところに、ほかから地下水が地下にわき出て、補充される量が幾らかということとは、また別でございます。十分慎重に、そういう対応をしないと、クアハウス岩滝の湯量が細って足らなくなるということも十分考えられるし、ほかでも、そういうことが起っていると、これは別に温泉だけではなくて、地下水を使っている農業でも使っていますが、どこでもそういうことがあります。十分慎重に、そのことを考えて進めていただく必要があるというふうに思っていますので、指摘をしておきます。

次に、クアハウス岩滝の指定管理についてお聞きします。

先ほど、指定管理になることによるメリット、デメリットの答弁がありました。メリットだけではなくて、デメリットもあるということでしたが、メリット面としてはソフト面、あるいはリフレッシュ等々の答弁がありました。極めてあいまいな答弁だと思います。

今回、条例が提案されて、今から契約されるわけですから、大体、めどがついているんだと思います、資料にも書いてあります。

この指定管理にすることによって、住民から見れば、どのようなサービスの向上があるのか、具体的な答弁をしていただきたい。今わかっている範囲ですね、もちろん。年間通じて新しくふえることもあろうかと思いますが、現時点でわかっている具体的な向上の中身を答弁していただきたいと。

それから、今までクアハウス岩滝を使って、この間も福祉の関係で事業をふやしていただいて、収入がふえて、経営改善につながるという、そういう取り組みがされてきました。今までそういう形でやっていたことが、この指定管理によってどうなるのか、引き続きそういう当町の福祉事業としての利用が促進されるというふうな受けとめたらいいのかどうか、その辺の影響、今までのサービス事業の影響について、この2点についてお聞きします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

後先になります。後半のご質問につきましては、当然、現在、その温泉を使って活性化を図っていただく取り組みを福祉、保健の方で取り組んでいただいておりますので、その部分については、もう計画どおり、社会・・含めての取り組みについては、優先的にお願いしたいということは申し上げております。さらに、それにかかわりますスタッフ、今ですと外部からの指導員的なものも、指導者も入れ込んでやらなければならない状況ですが、今回のスタッフ体制の中では、この会社の方では、そういう方のスタッフが充実しておりますので、その分のバックアップが期待されるだろうというふうに思っておりますし、それは優先的に進めていただきたいと思っております。

しかしながら、営利も考えていただきながら、指定管理料を少しでも少なくする努力をしていただくということももちろんございますので、それにつきましては、先ほど、初めにありましたご質問の自主事業の取り組みをやっていただくということで調整をしております。具体的にということでございますが、スイミングスクール、会員募集に伴う安定した教室の開催、それから健康指導に、温泉を使った健康指導によるいろいろな教室の開催、大体この開催につきましては、教室を主体とした、フィットネスも含めまして、温泉を使わずに体育館的なところでやりますフィットネス等々も含めました総合的な運動指導をするという会社でございますので、比較表の8ページにも上がっておりますけれども、その自主事業の実施をしていただけるものだと、具体的な細かい部分について、どんな、時間的にどのくらいの時間でというふうにつきましては、申請書の方には上がっておりますけれども、具体的にというふうに、そこまで触れなければならないと思っておりますが、ちょっと資料を持っておりませんので、8ページの中見で、判断をいただきながら、前向きにいろいろな事業に取り組むということで、ご理解をいただきたいと思っておりますが、答弁とさせていただきますたいと思っております。

議長（森本敏軌） 野村委員。

1 番（野村生八） 8ページを見てと言われても、有線テレビ見ておられる方は、見られませんのでね、具体的にご答弁がいただけたらということで質問をさせていただきました。今、答弁していただいた内容は、今までよりもふえるという意味ですね。今までののがなくなって、今、答弁いただいたのがふえるのでは、ふえるということにならないので、その点の確認、いわゆる今までよりもそういういろいろな事業で住民が参加できる、いろいろな形で利用ができる事業がたくさんふやされるということでしょうか、その点を再度お伺いします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

結論から言いますと、ふえるという認識でおります。ほかの企業も提案についてはふえる形になってました。トータル的に、私の方からヒアリングで質問させていただきましたのは、施設状況を見ながら、本当に、これだけの事業が展開できるかということにつきましても、きちんと設問させていただきました。それについては、ご指導いただかんけれども、同じ類似施設では、私どもはこれだけの事業をこなしておりますという答弁でございましたので、真摯に受けとめて、以後、調整をしていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村委員。

1 番（野村生八） 次に、指定管理料について質問します。

先ほどの答弁で、私の質問でも述べられましたが、指定の契約は3年、しかし、指定管理料については毎年見直すと、いわゆる俗に言えば、利益が出れば指定管理料が減るということがあるということでした。

今回の会社というのは、当然、株式会社ですから、ここを運営することによって利益を出すことを目的に取り組みたいというふうにと受けています。そういう場合に、経営努力をして利益を出した、その中から指定管理料が減って利益が減る、これは明確ですからね。そういうことを前もって、この会社が受けとめられると言っておられると。そういうふうに理解したらいいわけですか。どのぐらいの利益なら、指定管理料の減額にはね返らないという、そういうふうな基準というのが、もしありましたら、それもお答えいただけたらと思います。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 基準というものはございませんけれども、3年間を担保するという数字ではないということでございますので、この3年間の指定管理の期間の承認は得ますけれども、金額については、その年度ごとにお認めいただくということになりますので、そういう意味で申し上げました。これがマックスの数字であるということの確認は企業とはさせていただいているということでございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、マックスと言われました金額が、資料の33ページに出されておりまして、22年は、先ほどからありました1,896万6,000円、次の年、23年は1,859万6,000円、最終年度の24年が1,850万5,000円ということになっています。だんだん減らしていくということに最初からなっているわけですが、このだんだん減っていくのがマックスで、利益が出れば、ここからさらに減るという確認がされるというふうにと受けてめたらよろしいですか。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 協定書等で、そこまでの書き込みは、ほかの施設も行っておりません。ですから、単刀直入に申し上げますと、そういう確約はできていないというものでございます。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 株式会社にとっては、利益をきちっと図るために会社を運営するということが基本的に求められていると思います。それを裏切ると株主訴訟等々になるだろうと、そういう意味では、今、私が質問した項目は、相手が株式会社である以上、きちっと、協定書になるかどうか別にして、きちっと確約がされるという、そういう状況にする、契約される以上は、必要があるだろうと思っています。話が違ふというふうにもつれる可能性があると思います。ぜひその点は、きちっとできる形での契約になるようにしていただく必要があると思いますが、再度、答弁いただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私が申し上げますので、ちょっと説明が悪いかというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、議会で年度の予算は、その指定管理料は決定いただくということでございますので、あくまでもこれ目標数値が3年並んでおります。これはマックスと

言いました。22年は、これから、この企業が承認いただきましたら、認定企業にはなりませんけれども、予算は、向こうには申し上げておりますのは、今回、指定管理者になるのかどうかはきょうで決定、きょうというんか、だめな・・・、一定この期間に決まりますよと、指定管理料も、この金額が確定ではございません。予算議決をいただいたときに、初めて、この金額になりますので、22年度につきましては、その時点で正式に指定管理料の金額をしたものをもって契約させていただくと。次の年については、当初年度の計上を見ながら調整をさせていただきますが、今、出ております第2期の年度の金額より上回るということはありませんよという話はさせていただいているということでございますので、ちょっと説明不足かわかりませんが、そういう流れで企業側とは調整をしております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 私が株式会社を運営している立場であれば、極めて不安定な経営をしなければならないと、3年間契約したけれども、次年度の指定管理料はわからないから、もし議会でゼロだということに結論が出れば、ゼロでやらなければならないというふうに、今の話だとなる可能性が、可能性ですよ、可能性がある、それを条件にこの指定管理を受けなければならない、極めて不安定だというふうに思えるんですが、そのことは本当に間違いなく、このドルフィン株式会社は、そういうふうになる可能性があるというふうに理解されとるというふうに受けとめたらいいんですね。それは確約されてますね。

議長（森本敏軌） それでは、ここで休憩します。

午後1時30分再開します。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

野村議員の質疑を続行します。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 午前中のご質問でございます、指定管理に関する企業との確認ということでございますけれども、企業のヒアリングの際でも、その件は申し上げております。何回も申し上げますけれども、現在のところ、今後の動きとしての話にはなるわけですが、基本的には債務負担行為を組んでおりませんので、計画書に基づく管理料が、一応妥当だという判断の中で、この計画をもって、さらなる努力をしていただいて、頑張ってくださいという趣旨をお伝えし、また企業側も、その辺の努力をします。また隔年ごとの契約になりますので、当初計画しました金額に剰余が生まれた場合については、会社側の収益となると。次年度については、それを参考にし、計画をするわけですが、さらにそこに剰余が生まれるという形の中で、3年間を見据えながら、第2期目といいますか、3年1ワンクールで考えたときの第2クールについて妥当かどうかを判断していくという形で事務を進めるということでお話させていただいておりますので、それについては企業側は理解をさせていただいております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次に、指定管理が3年間だという問題について質問します。

この会社が、指定管理を受ければ、同じ量の事業をやっても、多分、利用者がふえて、収入

がふえるという、そういう可能性があると思っています。それは健康増進とかスポーツだけではなくて観光ですね、こういう面に強いのではないかと、既にほかの観光の事業所を運営されていますので、その関係で、いわゆる少ない費用で観光の宣伝、誘客を図れる可能性があるというふうに思っています。そういう形で3年間努力されても、次の3年後に改めて指定管理が受けられるという保障はないと思っていますが、3年後の指定管理の場合も、こういう公募がされるんだと思いますが、その点、確認をお願いします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 原則3年の更新による公募でございますけれども、やはり非公募というルールもございますので、おっしゃるとおり確約はできませんけれども、3年間の実績を見て、指定管理に対する非公募の扱いもあり得るといふふうには、ルール上あるというふうには認識しております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう施設で、株式会社が指定管理を受けたものが、非公募として継続されるというのは、極めてこの制度から見れば不自然だと、いわゆる地域のコミュニティ施設等々を地元の会が運営している場合は別にして、今回のような形も非公募があり得るといふのはちょっと理解できないんですが、そういう形が想定されているというふうには受けとめたいですか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 先進地等との部分も調べております中には、やはりそういうこともあり得るといふふうには認識しておりますので、全くないというわけではないというふうに思います。

1 番（野村生八） 今の考えは、今、考えてるんですか、非公募。

商工観光課長（太田 明） 非公募を考えてる。これはやはり3年先の経過を見ながらということから、3年後については、どうなるかは確約できませんけれども、ルール上3年後の非公募もあり得るといふことでご理解いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） この3年後に。

議長（森本敏軌） 野村議員、もうちょっとマイクに近づいてしゃべってください。

1 番（野村生八） はい。3年後に改めて参入しないと継続できないということで、全国的には、この問題が、この指定管理については大きな問題になっています。先ほど言いましたことや、今のことも含めて、これは国の法律に基づいて地方自治体がやらなければならないという形で動かされている問題で、指定管理制度そのものが大きな矛盾を抱えているというふうに思っています。こういうことは地域にはなじまないということで、もうやめるべきだろうというふうに思っています。そういう制度だという中での、できるだけ当町の方針に基づいて運営できるような、このクアハウスも、ほかの施設も含めて努力されていますが、このままこういう制度として、すべての施設が運営できるというふうにお考えかどうか、最後に町長にお聞きをいたします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、課長が答弁しましたように、ルール上は、そういう形も取り得ることがで

きるというふうな格好になっているかというふうに思います。3年後、どうなっているかということについては、なかなか今の時点で申し上げることはできないわけですが、できるだけ透明性のある形で新たな指定管理を再度、お願いするにしても、一度そうした区切りを見直すという作業をするということは必要かというふうに思っております。

今の段階で明言はできませんけれども、そういう気持ちで、できるだけ問題なく皆さんの希望に沿うような形で、今回、受けていただく会社も努力していただくことを申し添えながら指定管理に指定していきたいと、今回、お世話になりたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（森本敏軌） ただいま野村議員にも言いましたけれども、ライブ中継の音声が大変聞こえにくいということもありまして、できるだけ大きな声で、マイクに近づいて質疑はお願いしたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

今田議員。

1 3 番（今田博文） それでは、クアハウスの指定管理についてお伺いをしたいと思います。

この得点シートについてお伺いをするんですけれども、まず力を入れて、点数を10点にしたという項目が二つあるんですけれども、ほかはすべて、どの項目についても5点ということなんですけれども、私、ほかの指定管理の、やっておられる町の、その評価シートといえますか、得点シートもを見せていただいたわけなんですけれども、大概の町が5点、10点だけでは評価をしてないと、こういう町が多いんですね。

例えば、1番の施設管理運営に当たっての基本方針について、これも5点、5点の配分なんですけれども、例えば6点、4点、あるいは7点、3点、トータルでは10点なんですけれども、そういう配分をされている町が多いというふうに、私は認識しています。この得点シートを、こういう形にされたというのは、どういう思いでされたんでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたしますが、今田議員の言われる事例もあるように、私も認識しておりますけれども、申しわけないんですが、一応、与謝野町といたしましては、従来の形の中で、審査委員会の中では、こういう形で配点をするということでございましたので、私ども担当課としまして、ポイント的どころ倍点という形で、従来の、このシート方式を採用しまして、今回も使わせていただいたということでございまして、そこまでの認識と言いますか、考え方もって配点をしたということではございませんので、従来の与謝野町の配点方式を使ったということでございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 従来のといいますと、いわゆるリフレですね。リフレのときの、いわゆる得点シートと同じような形で今回も採点をしたと、これが与謝野町バージョンだというふうに理解したらいいんですか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） クアハウスなり、森林公園の指定管理の審査にかかる分のつきましての段階までは、この方式でいくということで調整をし、作成したものということでございます。

議 長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） そうすると、次回からは変わる可能性もあるということを含んでいるというふうにとらえといたらよろしいんですか。

それともう一つはね、今回、5点の中で10点、二つの項目について、掛ける2点ですね。いわゆる10点の得点を与えた項目があるんですね。管理体制を維持できる安定的な経営基盤、それから予算の考え方が適当であると、この二つの項目については10点という得点を与えているんですが、どうして、この2項目だけ10点という得点を与えたのか、お聞きをします。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、先ほど商工観光課長がお答えをしたことと関連はするんですが、未来永劫、与謝野町の、この5点満点、あるいは重要と思われるところについては10点満点でいくという、特に、そこまでの強い思いはございません。

それから、この5点満点、5点配点方式といいますか、これは指定管理者の審査に当たっての配点区分だけじゃなくて、例えば、臨時職員の雇用とか、あるいは職員の採用のときにも、こういった配点で審査をすることがございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、例えば、番号1の、この二つ、5点、5点の配点を6点、4点とか、トータルは変わらない10点ですけども、そういったことは、これまで、例はございません。お尋ねの番号2のところは1項目、それから番号7ところで同じく1項目、配点を倍の10点にしておるところがございます。これは一言で申し上げますと、ほかの項目以上に評価をするべき項目と、重点項目というふうに申し上げてもいいかもしれませんが、そういう思いで倍の10点にいたしておるものでございます。ほかにも10点にすべき項目があるんじゃないかということかもしれませんが、とりあえず、この2項目については、倍の10点で大きく評価をしていきたいというふうに考えておるものでございます。

議 長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 今、二つの項目について10点満点を、いわゆる配分しているということで、予算の考え方ですね、これも10点満点で枠を取ってあります。この指定管理料の経費の、それぞれの応募の会社の提案を見ますと、今回、ドルフィンが指名をされました。しかし、このドルフィンの指定管理料を見ますと、高い方から2番目なんですね、これ。一番低いところと比べましても、かなりの差があります。3年間のトータルで私は話してはいますが、今、その非常に重点項目だというふうに位置づけられた予算の関係、いわゆる、これは指定管理料も含んでいるんだろうというふうに私は思っています。しかし、提案では今、申しましたようにかなり高い指定管理料になっています。ここはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをさせていただきたいと思います。

確かに議員ご指摘のように、今回、指定管理者の候補として議会にお願いをしております会社につきましても、33ページの提案額、ほかの会社に比べて決して安いことはございません。その金額だけを見ますと、確かにそうなんですけれども、数ページにわたって資格シートをおつけしとろうかと思えます。自分ところの会社が、もし指定管理を受ける場合だったら、新たに

こういった取り組みをしたい、それから現状、町の直営でやってる中では不十分だと思われるこういった項目については、自社だったらこんなふうに事業の展開をしていきたいという、そういった提案の内容を反映した結果、ここに掲げてあります指定管理料の提示額になったということで、何もその金額が低いから優位に働くと、すばらしい提案だということじゃなくて、提案をいただけてます企画の内容を反映した指定管理料というふうに受けとめておりますので、その結果、この会社が一番いいだろうという結果になったわけでございます。

議 長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 今の副町長の答弁を聞きますと、額だけではないと、もっと大事なのは、いわゆる中身、お金をどう使うか。それともう一つ、今まで町でできなかったことを、どう実現していくのかと、こういうことに視点を置いて、この7番ですね、予算の考え方が適正であると、こういう角度から採点をしたというふうにとらえてよろしいんですね。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げたとおり、議員のおっしゃるとおりでございます。

議 長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 採点結果についてお伺いします。

1位の今回、指名されましたドルフィン株式会社は1, 242点です。それからB団体、1, 240点、井田議員からも出ましたけれども、わずか2点の差です。パーセンテージにしますと0.2%もならない。本当に低い、わずかな差で決まっています。しかし、この結果が出てから、お互いに議論も、余り交わされていないような、副町長の答弁だったんですが、もう少し、私はそこでお互いに意見を出し合いながら議論すると、そういうことが大事ではなかったのかなというふうに思っています。副町長は、先ほどの答弁で、この今回、指定されたドルフィン株式会社、どこがよかったんですかという井田議員の質問に、どこがすぐれているか承知をしていないという答弁があったんですね。ここはやはり、わずか2点の差ですけども、ドルフィン、こういうところがすぐれていた、こういうところを評価した、だから今回、管理者に指定をするんだということがあってしかるべきだというふうに思うんですが、そこをもう一度答弁、お願いします。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどの井田議員への答弁について、ちょっと言葉足らずであったかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、11月17日、五つの会社、団体にお越しをいただきまして、そしてまず、プレゼンテーションをしていただきました。その後、あらかじめ委員の皆さんには資料をお配りして、前もって自分は、こういったことを聞きたいという疑問点とか、あるいは課題を整理をされておられましたので、それらに基づいてプレゼンテーションに引き続いて、質疑応答といたしますか、質疑応答をやったわけです。その後、委員個々人が、プレゼンテーションと質疑応答に基づいて、それから、自分が聞きたかった点、自分が疑問に思った点が解消できたかどうか、そういったことを総合的に判断をして、個々の委員が、この評価シートに基づいて採点をされたということでございます。確かに議員がおっしゃいますように、一番トップの会社と次点の会社は1, 242点と1, 240点、わずか2点の差でございます。

先ほども申し上げましたように、非常に際どい点数でありましたので、採点結果が事務局から整理をされて出てきた段階で、私も少し気になりましたもので、委員の皆さんには、こういう結果であります、ここで意見交換といいますか、そういったことをする必要がありますかと、いうふうにお尋ねをしました。確かに2点の差だけでも、それから委員によっては特定の項目を特定の業者には高く、あるいはまた、別な委員によれば、違う会社を違う項目で高く、でこぼこといいますか、皆が皆、特定の会社の特定の分野については、評価が高くてということとはなかつたろうと思います。だけど、そういった結果、出てきました、この2点差につきまして、委員の皆さんにお諮りをしましたところ、この2点の差ではあるけれども、この結果は、もう2点の差があるということで了解をしたと、一番上位の会社でよろしいということでありましたので、全員の総意でありましたので、そういうふうに決定をさせていただきました。

それから、先ほど井田議員へのお答えの中で、この指定管理をお願いしようとする会社は、どこの項目、どこの部分がほかの4社と比べて際立ってよかったのかというお話がございました。集計をしました用紙につきましては、委員全員、事務局の方に返却をいたしておりますし、手元にごさいませんので、そういった意味では覚えていないというか、そういうつもりでお答えをしたところでございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） それは結果的には、点数に差がついたと、優劣がついたということは、確かに結果としてはあるんですけども、そこで議論をされておれば、結果がこうなろうとですよ、1位と2位の差が少ないから議論をされておれば、この1位のドルフィン株式会社、こういうところがすぐれていた、あるいは、私はこういうところがいいと思うと、いろいろな意見が出たと思うんですね。そういう中であったら、先ほど副町長が答弁された、どこがすぐれているかよくわからないというふうな答弁は出てこないではなかつたかなというふうに思っています。

160点で10人出席をされたんですけども、ここでも何人か欠席をされております。全員出席であったら、これがどうなっているか、わからない微妙な点数だというふうにごさい思っています。

商工課長に伺います。選定委員会で勉強もして、十分議論もできたということがあったんですけども、今回の、その指定管理に向けて、今おっしゃったような議論、あるいは勉強を十分した上で、選任ができたというふうにお考えですか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私なりの思いでございますが、事務局の方から5企業の配点表を見させていただいております。それは全体的に見た中では、点数が見るごとく、次点とは2点差ということでございますので、若干、項目については、ばらつきがありますが、そこ1点か2点というような状況ですので、皆さんの気持ちは一致してるんじゃないかなと、だから、そういう次点との点数の差が大きく出なかつたんじゃないかということで、次点の企業も含めまして、優秀な企業であるというふうに判断しております。そういう面では、一定の、それぞれどういう形で勉強されたかはわかりませんが、それなりに勉強されているんじゃないかなというふうな、結果的な認識をしております。

所管課としましては、当然、経営ということにつきましては、非常に目を向けていかなければならないということで収益性、安全性、強靱性、成長性が、この企業にどういう形で見え隠れしているのかということにつきましては、先ほど、大下課長が申し上げましたように、民間であります先生方のご指導をいただきながら、どこがチェックポイントなんだということも、商工観光課なりの経営分析はしておりますけれども、それが正しいかどうかということも含めまして、先生のアドバイスを受けながら、一定の株式会社ドルフィンの部分については、表点数をつけながら臨んだということでございますので、そういう経過の中で学習をしながら臨んでおりますので、そういった面では一定の、2点差でありますけれども、それぞれに評価ができるものであるというふうには認識しております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 今回の決定手順としては、私は間違いなかったというふうに思っています。

しかし、先ほどから聞いていますと、2点差ばかりを強調されると、点数が多いからと。当然といえば当然なんですけれども、もう少しこういうところが他社と比べてすぐれていたから、こういうところを評価したからということで提案をしていただけたら、もっとわかりやすかったなというふうに思いますので、そこを指摘をしまして終わります。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今田議員のおっしゃることは、わからないわけではないんですが、先ほど申し上げましたように、個々の審査員、選定委員会の委員がプレゼンテーションと、その後の質疑応答を踏まえて、自分の思いで点数をつけられたわけです。その結果、事務局が回収をして、一定の集約をしました。その結果を、また皆さんにお示しをして、そこで私は、一応2点差ということもあって、一応念をつきました。その中で皆さんが、今から2点差であったから、もう一遍、議論をしようとかいう話が出なかったのは、先ほど課長がお答えしましたように、結果、自分の思いと若干違ったところがあったかもしれないけれども、個々に委員さんにすれば、大体、自分の思い通りの結果が出ると、その中で、たまたま2点の差であるということで、その必要はなしというふうに判断をされたんだと、私は思っております。そういった意味では、2点の差ではありますけれども、委員の皆様のご総意ということで、私はこれでよかったんだろうというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 総意は総意でわかるんです。2点差がついていることもはっきりしています。しかし、それが共有になってないと、選定委員会の共有になってないということを私は申し上げているんです。そら個々には、ここがよかったと、あそこがよかったと、そらあるでしょう。しかし、選定委員会として、この会社は他社に比べて、こういうところがいいということで、選定委員会としては選定したというふうな、ある程度の結末といいますか、そういうことが必要ではないかということをお願いしているんです。以上です。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） それでは、議案第157号ですか、それから、また152号、151号と157号につきまして、質問いたします。

まず、最初にスタンドの方でございしますが、スタンドの方で午前中から色々な意見出ていますが、私、以前にも申しました、一般質問でも、このお湯は貴重な与謝野町の財産です。今度の、この指定管理者に全権を委任するわけですが、いろいろなことが想定されます。と申しますのも、全くお考えはないようですが、リフレの公衆浴場、また、ユースセンターの浴場等ございします。いかなるどんな天災地変等の中で、このお湯が貴重なお湯として使わなければならない、例えタンクローリーで運んででも使わなければならないことは想定をしておかなければなりません。そういった場合に、このお湯の権利の一切が、この企業にゆだねられるのか、やはりときと場合によっては、町長の権限で、それを無料で利用できるのか、こういったことに関しのこと、私、大事なことだと思うんです。

例えば、ある地域で水道が出ないと、そのときに、このお湯を運べば、お風呂に入れるとか、いろいろなお湯の使い方がございします。そういった意味で、この今度の契約の中に協定ですか、また、これ条例の中に、そういったお湯が町長の権限により無料で、この企業を差し置いて使えるという項目はないのか、あるのかお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

条例等につきましては、その財産の有無については明記してありませんが、基本的に、財産はあくまでも町のものということでございします。その管理運営をゆだねるという部分で、それじゃあその管理運営の部分で、運用面で、どのような運営をさらにゆだねるかということにつきましては協定書の中でうたっていくということでございします。ですから、基本的には、町の財産は町が最終的に判断をさせていただくというところが入り口といたしますか、原則によって協議を進めたいと、進めていくというルールだというふうには認識しております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） 同じことを何度も聞くのはあれなんで、簡単に答弁願いたいんですが、ということは、町長の権限で将来、これは利用できるというふうに理解をしたらいいのか、それは言明してあるのかということについて、もう一度、いわゆるこれですと、今までの、このお湯はですね、この企業にゆだねるわけですから、町が勝手に使えないわけですよ。だから、例えば無料ででも困ったことが起きて、そこにお風呂へ入れない、お湯を運べると、そういう町長の権限で使えるのか、使えないのかはっきりと明記されるのか、されないのか、簡単にご答弁をお願いします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 明記に仕方につきましては、また協議の必要があるかと思いますが、明記をするべきだというふうに認識しております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） 次に、レストランあじさいの件ですが、今月末で、既にもう契約が解除をされるということでありまして、したがって、1月から3月は当然ないわけでありまして、4月以降のドルフィンさんの運営になりましても、だれが、どうどのように、いつからレストランを再開されるかわからないと、先ほどの課長の答弁ではジュースとか健康飲料水の自動販売機の販売とかというふうに申されておりましたが、じゃあ今度、新たに、このレストランあじさいを

開催したいという申し出が地域の民間からあった場合には、この賃借料は、いわゆる契約は、このドルフィンとするのか、それとも町の施設でありますから、与謝野町と契約をして、与謝野町に賃借料を払うのか、これも一切の権限はドルフィンにゆだねるのか、ここにつきまじご答弁を願います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

説明不足だったかと思いますが、廣野議員の答弁で申し上げました趣旨といいますのは、年末に・・・おきたいという意向の中で、調整はする時間は、まだあるというふうには認識しておりますが、そういう会社側からの申し立てがあったということで、何とか年末年始、年始、できるだけ経営していただきたいというふうには思っておりますが、その調整をできるか、できないかは別といたしまして、1月から3月までの間につきましては、その間、しりぞかれました関係で、すぐにドルフィンの方に、先んじて経営といいますか、させてくださいと言われても、なかなか難しい問題があるんで調整は必要ですけれども、その間は、できればサービス的には、そういうもので対応しておきたいと。しかしながら、4月については、もうドルフィンの方から計画が出ておりますように、地元になるのか、また直営的な形でされるのかは別といたしまして、何らかの形で、このあじさいといいますか、レストランは憩いの場として、この企業も活用したいという計画でございますので、4月に向けては従来の形プラスアルファと、付加価値をつけた形での経営がなされるものというふうには認識しております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） それでは、4月以降は責任を持ってドルフィンさんが経営されるということですので、例えばですね、ドルフィンさんが直営されるのか、またドルフィンさんが地元で募集されるのかは知りませんが、いわゆるあの場所を利用したいという、仮にドルフィン以外の企業があった場合には、その賃借経営はドルフィンと結んで、ドルフィンに賃借料を払うということになるわけですか、それともこれは別個で、与謝野町と、いわゆる地元か近隣の業者との契約になるわけでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

与謝野町においては、こういう例がないものですから、ちょっとどうかという部分もあるんですけども、先ほども言いましたように、財産は町のものであります。管理運営はドルフィンにゆだねると、今の段階ではそういう計画でございますので、その中で上げていただく収益については、ドルフィンという形でくくるということになれば、町との協議は必要になりますけれども、ドルフィンとのビジネスを交わしてもらうという形になると思います。町との事前協議は必要だというふうに思いますけれども、結果的には、その収入は、ドルフィンの方に収益として入れていただくというような形になるというふうに、私は認識しております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） これを見ますと、私の理解はですね、例えば外部委託業務がありますね、この中でドルフィンさんは、ほかのところもレストランあじさいと書いてあるわけですね、最初から、やはり、いわゆるこの企業が、請け負った企業が、私はされるというふうには認識をされている

ようなんですが、これは町の方針なんでしょうけれども、例えば、レストランあじさいの部門は町の直営もあり得ると、すみません。町が直接委託をする場合もあり得るといふうに、僕はなっていた方がよかったん違うかなというふうに、これまだ、今から遅くないんで、例えば少しでも地元の企業が参画できて、少しでも地元で潤いが回るように考えればですね、やはりこの建物の中からレストランあじさい部門は抜いてですね、そこの部門については、与謝野町が直接業務委託をすると、町内の業者に、できるだけ探してもらいたいと、こういう方針もあってもよいのではないかということ、またこれは、協議される時間がありましたら、ひとつ協議されてみてはどうかと、その結果、今までどおりの方針でも、それは、いた仕方ないわけですが、せいぜいなら地元の町の財産を、地元の業者にせいぜい利用してもらおうと、そして、地産地消という精神でやってもらおうと、そういったことがいいのではないかなという提案をしておきたいと思えます。

それから、管理料の件でいいましたが、私は管理料がもうかたら安くなるというような、安くなると言いました、いわゆるたくさんの利益が出た場合には、少し考えてもらいたんだというふうなことがありましたが、私は一応、ここに提案してあります、いわゆる22年度、23年度、24年度の管理料はですね、これがマックスでも何でもなし、これが管理料であってですね、この企業が一生懸命努力して利益を得たら、そしたら、もう少し安くしてもらいたんだと、そのような考え方はいかなものかと、だれかの議員がおっしゃっていましたけれども、一生懸命企業が努力するのは企業の法人、いわゆる民間企業の、なぜするかと、これはやはり企業というものによって利益を出しながら、その利益に地域社会に貢献するのという、利益が出なければ、どんな理念を持っていても、その企業はだめな企業なんですよね。だから、それはやはりここに書いてある、このドルフィンさんが希望される、ほかの企業もそうです。ここに書いてある金額が、やはり毎年、毎年ですね、やはり指定管理料というふうな理解をするのが当たり前であって、もうかたら安くなるんだというような発想は、基本的に間違っていると、1点。それからもっと心配なのは、もうかることばかり考えておられますけれども、仮に利益が出ないと、もう恐らく、これからあと1年、2年、3年考えてみられて、今の景気が好転するような材料が見当たらない、むしろこれからもっともっと悪くなると。

それから、きょうまでは町が運営している、町のものだということで、やはり町民もできる限り、そこを利用しようということから、やはり一つドルフィンというふうな、全く知らない企業になったということで町民離れ、いろいろなことを考えてですね、むしろきょうまでの運営が維持できたらいいと、むしろもっと悲惨な数字が出る可能性もあるという中において、むしろあのときは、あの指定管理料でお願いしたけれども、どうしてもやっていけないということをもっと頭の中に、念頭におかれてですね、もっともうかって安くなるというような発想はちょっとおかしいん違うかなというふうに、私は思うことが1点。

それから、入湯税の問題ですね、これも大きな問題で、やはりこれは、そうでありましょうとかでなしに、やはりこれきちっと京都府なり、いわゆる税務署なりですね、きちっとこれは勉強しておかなければなりません、私は思います。これも大きな今回の、このきっかけとして、やはりチェックする必要があると思えます。

それから、もう1点は、今田議員と私、全く同じ意見なんです、この2位の、2番目の

2点差、やはりこれはですね、企業名を発表しないわけですね。だから、例えば、どこの企業が比較ができないんですが、やはりこの選定委員会として、今後の、ある姿としまして、やはりこの企業はこういう点がすぐれていると、こういうところは5社の中では一番よかったと、だから、将来性があるとか、いろいろな意味で、これから地域の雇用があるとか、観光面が強くなるとか、そういったことを、やはり点数以外に発表されるだけのことはしていただきたいと、点数が出たから、それでいいんだではなしに、やはりこの企業を選んだ選定理由は、明確につくるべきだと思います。以上です。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

管理料にかかわります利益の考え方ですが、私の気持ちとしては、議員と同様で、そういう気持ちでおりますが、きょうまでのルールといいますか、株式会社にゆだねるとかいう、そういう経緯のない、まちづくり団体のゆだねるとか、そういう方式が多かったものですから、やっぱり補てんという形でのシステムしか、なかなか考えられなかったわけです。今回、このような形で、株式会社というところにゆだねていくということになりますと、会社側の方針はそうであります。しかしながら、会社側も収益の10%とはというようなことも提案されておりますし、努力をされるというふうに思います。あの数字がマックスという言い方をしましたけれども、その3年間の中で努力をしていただきまして、その年度、年度で、会社側が10%よりも15%返すということであれば、大いに結構ですし、あの金額の中で頑張ってくださいということも、逆に議員さん方につきましても、そういうふうにご理解いただきましたら、非常にありがたいというふうに思っております。

それから、今後もっと悪くなっていくという経過も当然ありまして、しかしながら、せめてこの3年間は、この指定管理料の中で頑張ってくださいということもお話しておりますし、向こうをそれをリスクとして受けて、手を挙げられたというふうに思いますので、お互い、渡しっぱなしということではなくて、一緒に努力していくということについては、私の方からも約束したいと思います。それ入湯税の話につきましては、ありがとうございます。

それから、情報を共有し、審査会の中でということですが、それぞれ思いがあると思います。私もこの立場上、審査に当たっては、先ほど言いました形の中で、経営分析も素人ながら、させていただきながら、ここで頑張ってくださいことについては、やっぱり妥当性があるなものを持つてますけれども、皆さんもそういう気持ちでおられますので、それを情報共有するというので、次回の審査会の中では、そういうことを反映しながら、できたらいいなと私自身は思っております。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 赤松議員最後のご質問で、今回の指定管理者の候補の会社は、こういった点がほかの会社に比べて、特にすぐれておったということは明らかにすべきではないかと、今後は、そういった方向で考えるべきではないかといった趣旨のご質問、ご提言がございました。先ほど申し上げましたように、今回の得点シートの集計結果は、もう事務局しかございません。委員が、もうみな返しましたので、そういった意味で、今、私が、今回お願いしている業者は、こういった項目が委員の皆さんの評価が高かったということが申し上げにくいということが、

申し上げたかったわけでございます。

なるほど、指定管理者の是非を判断する議会としては、あるいは町民としても、そういった観点は必要だろうというふうに思いますので、今後は集計結果の中で、先ほど申し上げましたように、この部分この部分については、委員の皆さんの評価が高かったというようなことはピックアップをしまして、そういった評価も含めて、皆さんに報告ができるように考えていきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） はい。ぜひそうしていただきたいと思ひますし、またもう1点はお願いしときますのは、この企業名が、当初、1位の方はドルフィンとわかるんですが、あとの2位、3位、4位、少なくとも2位、3位ぐらいまではですね、どの企業と競ったのかと、どの企業が残念ながら、やはりこれを、いわゆる選定、我々は最終……。でき得るならば企業名を、1位と2位ぐらいは発表していただければと思います。以上です。結構です、これはもう過ぎてますから。

議長（森本敏軌） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） 先ほど時間切れで、最後ちょっと尻切れトンボになったんで、その税の問題でちょっと聞いておきます。

先ほど税務課長は、均等税は取れるでしょうということでした。副町長、均等税が取れるような状態のきかたをされるのかどうかということ。といいますのは、企業誘致であれば、当然出張所とか営業所とか、ああいうのに来ていただく、工場が来ていただく、そのときには均等税取れるわけですね。クアハウスだけの営業に来られるときに、そういう均等税が、税務課長が答弁していただいたように、均等税が取れるのかどうかというあたり、私、最初に言いましたように、私自身は税の専門家ではありませんのでわからんですけれども、そういう契約にドルフィンとの話ができておるのかどうかだけ、ちょっと念を押しておきたいと思ひます。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 午前中に入湯税に関しまして、まず最初に勢旗議員からお尋ねがありました。

検討するといった趣旨の答弁をさせていただいたと思ひますが、すみません。入湯税やった。

- 9 番（井田義之） 入湯税やないですよ、法人税。

副町長（堀口卓也） 午前中の答弁の中で、税務課長が、井田議員の、町への税の……の関係で税務課長が法人の町民税均等割がいただけるだろうと、利益があれば所得割もといった趣旨の発言をさせていただきました。これは、私も法人の町民税、あまり詳しくはないですが、本社の方から責任者、あるいは副責任者の方が、こちらに寝泊まりして、常駐されるだけでは、法人がそこにあるという実態にはなりませんので、例えば支店であるとか、営業所であるとか、そういった、その法人の営業活動を行う拠点が町内になれば、法人の町民税、均等割にしろ、所得割にしろ取れないんじゃないかなという感じがいたします。だから言いかえますと、支店とか、営業所とか、そういった町内に、そういった拠点が、営業の拠点が設置をされれば法人の町民税均等割、場合によつたら所得割も取れるんじゃないかというふうに思ひます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番 (井田義之) いやいやちょっと待って、副町長、私が今、質問したのは、そういうような、いわゆる営業所なり支店なりを設けていただくようなドルフィンとの契約になっておりますかということをお聞いしております。

議長 (森本敏軌) 太田商工観光課長。

商工観光課長 (太田 明) 今、副町長が答弁申し上げましたように、主任、副主任については、こちらの方で決まり次第、常駐し、早くその事務引き継ぎができるような調整を図りたいという意向をお聞いております。あわせて、事務所を設置するか否かにつきましては、会社の意向としましては、そういう気持ちで臨みたいということは聞いておりますが、契約行為も今からするわけですので、意向としては、そういう形で地域に貢献したいということは、担当レベルでは聞いております。

議長 (森本敏軌) 井田議員。

9 番 (井田義之) できるだけ法人税がいただけるような方向で、今後、協議を進めていただきたいということと、日高税務課長、最後、ほんなら答弁していただきます。先ほどは私が念を押したときに法人税はいただけるものという答弁をされましたので、今の状態からいうといただけない場合もあるということをはっきり答弁を直しておいてください。

議長 (森本敏軌) 日高税務課長。

税務課長 (日高勝典) 井田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

午前中のご質問にありましたときに、言葉足らずといえますか、説明不足があったように思います。法人税につきましては、会社等、必要ですし、また、与謝野町以外から支店なり営業所を持って来られて、そこに設立されるという形、届け出が出されます。届け出を出された事業所に対しまして、法人町民税を課すということになっておりますので、今の話で、今後のことはわかりませんが、そういう設置をされるという形で届け出が出ない限りは法人税を課すということではできません。以上でございます。

9 番 (井田義之) はい、終わります。

議長 (森本敏軌) ほかに質疑ありませんか。

糸井議員。

10 番 (糸井満雄) それでは、午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。

午前中の最後に、町長から答弁いただいたんですが、私、頭の悪いせいかわかりませんが、ちょっと理解ができませんでした。人件費の関係についてですね、再度、担当課長なり、あるいは人件費の専門であります総務課長に、ちょっと答弁願いたいたしますが、普通、一般に、一般的に考えまして、我々の感覚で、今、クアハウスで職員が4名、臨時職員が3名ですか、この形態で営業はされておりましたですね、20年度は3,000万円の赤字、21年度は、先ほどの答弁では、午前中の、2,200万円までで抑えたいと、こういうことでしたかね。普通からいきますと、やはりその状態の中で、今回の指定がされたならば1,900万円の指定管理料ですので、1,000何百万円なり、あるいは何百万という経費が節減できたと、こうゆうふうになると思うわけです、一般的に考えてですよ。総人件費の中で云々というふうなことが言われておりましたけれども、それが、その職員は雇用はされないと。本体の方に返ってくるということですので、それは経費の節減にならないのではないかと、こういうふうには申し上げ

げたんですけれども、それで間違いございませんか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 先ほど、町長も答弁をいたしましたけれども、人件費といいますか、職員だけを抜き出して考えますと、今、おっしゃられたとおりでございます。それで、ただ、その平成18年4月に320人いた職員が、21年度の4月1日には285人になったと、35人減りましたよというふうな一般質問でも答弁させていただいております。その中には、クアハウスの職員も中に含まれての職員数の換算なので、そういうことを申し上げたと。それで、今、4人一挙に減額をすることはないんですけれども、今年度中にも8人の退職予定、また来年度もそれぐらい多分あるというふうに思いますので、それを採用の方の、新規採用職員を調整して、その4人を、返ってくる職員も含めて、最終目標の行革の類団230人ですか、それに持っていくということで、中長期的な展望を町長は申し上げたというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 将来的に、中長期的に考えてですね、今回の指定管理とすることについてですね、経費を節減をしながら、あるいは民活を導入し、そして活性化を図っていく、さらにはサービスも向上させていくということで、理解はできるんですけれども、今の状態をとった場合、取った場合ですよ、だれが見ても雇用されないんですから、職員が4人。こっち帰ってくるわけですから、その分はこっちみんなわけです。それでは、ちょっと質問するんですが、今回、何か8名やめられるとかいう、退職されるとか。それから、クアハウスから4名、それに充当されると。しかもですね、新採用を3名されるというふうに、ちょっと聞いておるんですけれども、そこら辺で効果はどのぐらい、どのぐらいの効果が上がるんですか。総務課長。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 人件費だけを申し上げますと、8名から3名を引いた5名分の削減効果があるということでございます。クアハウスの職員は、その中にもう既に入っておりますので。

逆に言いますと、委託料がふえると、指定管理料が、その分ふえるという話でございます。人件費だけ申し上げますと、その中に含まれておりますので、ということでございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 数字の魔術で、総人件費と考えると、確かに入っております。だけど、ちょっと簡単に申し上げますとね、3,000万円、大体21年度の予算規模で3,000万円なんですよね、人件費が。3,000万円なんです。3,000万円の赤字を出しておるということはですね、ちょうど人件費の分が赤字になっておるということですよ。だから、クアハウスが人件費なしでいけば、とんとんということですよ。20年度で。そういうことになりますよね。人件費は見ないと、本体が全部見ましようということなら3,000万円の赤字はなしでとんとんになるわけですよ。そうでしょう。だから、今回の1,900万円の指定管理料分だけですね、私は逆に負担になっておるのではないかなと、こういうふうに私は感じておるんですけれども、そういう理解では間違いなんじゃないでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） その部分だけ、今、糸井議員さんおっしゃられるように、その部分だけとらえますと、その経費はオンになるということだと思います。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 将来的にね、やはりそういうことで効果をあらわしてくるだろうというふうに、私も理解しておりますけれども、今回の場合をとっただけではですね、私は経費の節減にはなっていないということを申し上げておきたいと思います。

それから、もう時間がありませんので、こんなことばかりしとったんでは、次の質問ができませんので、ちょっと質問をさせていただきますが、私も質問の中で、過去にクアハウスの3階のスペースの利用がですね、大きな問題だと、あの3階のスペースをですね、利用していただきたいです。何かいい方法がないかということで、私、質問したと思うんですよ。今回のこの応募の中で、応募要領の中で、3階のスペースの有効利用が、条件に示されておるんですよ。だけどドルフィンさんなり、あるいはほかの方のですね、見ておきますと、ドルフィンさんで、それ、3階のスペースの有効利用は記されていないんですよ、具体的に。こうしますということが、だから、そこら辺のあじさい。先ほどから、あじさいですか、食堂、レストランの関係が出ておりましたけれども、そういうものを含めて、具体的に3階のスペースの有効利用が、要望要領で示されながら、実際の計画の中で上がっていないんですが、この辺はどのように考えておられますか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 何ページのどこにということとは、ちょっと見ずに、ここへ来ましたが、ヒアリング等並びに調整する中での確認事項として、決定ではありませんけれども、会社の方針としましては、私の方も、3階の活用につきましては、ヒアリングできっちりどういう形でされるのか聞きたいという質問をしております。それにかかりました回答といたしましては、3階にはリスニングルームと和室とレストランがあります。レストランの活用につきましては、基本的には地元ということでしたけれども、調整がつかない、継続ができないという中で、しかしながら、非常に重要な場所であるということ、レストラン規模は大小かかわらず継続したいという考え方でございます。

それから、和室につきましては、単なる温泉活用だけの休息の場ではなくて、文化・教養の部分も含めた場所として、いろいろな計画を企てたいという計画を聞かせていただいておりますし、リスニングルームにつきましては、はっきり言いまして現在、本当に当初の機能を果たしておりません。それにつきましては、町の方が投資をするのではなくて、現行の施設の復活を、ぜひともしたいという考え方でございまして、具体的な詰めはしておりませんが、あそこのリスニングルームの機器が使えるなら、もう少しそれを活用した中で常時、画面の方を出して行って、部屋でゆっくりしていただくと。仮に使えない状況であれば、それは会社側の方で考えてみたいというようなことで現在のところはお互いのお話の中で、私の方が確認をしている内容でございます。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 前からも3階の有効利用については指摘しております。今回の要望要領の中にも、そこら辺の有効利用についてを図る業務が内容に入っておるわけですがけれども、今、先ほど申し上げましたように、具体的にやっていないということで、今後、交渉される中で、ひとつそこら辺の有効利用については十分協議をしていただいて、大変、3階もつたいないというふ

うに、私思いますので、そこら辺はぜひ、有効活用をは図れるような方途をとっていただきたいなというふうに思います。

それから、次に、本部と現地の管理体制の問題、責任体制の問題ですが、このドルフィンさんのやつ読んでおられますと明確じゃないんですね。ほかの会社の方はかなり明確に、本部と現地との責任体制が明確に示されておられます。しかしながら、ドルフィンさんは全く示されてない、責任体制が。この辺はどのように理解したらいいんでしょうか。どういうふうに考えておられますか。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ドルフィンにつきましては、先ほど出ておりますけれども主任、副主任は、ドルフィンの会社の正社員トップを配置するというごさいます。もちろん名古屋圏といえますか、岐阜県、関周辺ですけれども、今、車で3時間半、4時間の方で行き来ができるという状況になっておりますので、それからネット関係も含めた情報ラインについてもきちっとできております。そういう部分については、私どもの方については、周りにもたくさんのスタッフがおられますので、その辺の交流の中での運営体制は整っているものというふうに認識しております。

現場と町との関係につきましても、常勤ということですから、近くのアパート等を活用されて、いつでも施設の中に入れる形で体制を取りたいというような内容で聞かせていただいておりますので、ほかの企業には決してひけを取らない体制の中で、運営されるのではなかろうかというふうには認識をしております。

議 長（森本敏軌） 糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） いろいろと話が出ておるかもしれませんが、この中では、26ページですけれども、ほかの社は全部責任体制が明確にされとるわけですね。ただドルフィンさんだけは常勤スタッフを、非常勤スタッフが、何ですか、サポートすると、これだけです、載っておるのはね。だから明確になってないんで、そこら辺は今後、これは明確にさせていただくと、いざというときの混乱が生じるのではないかなと、私は思っておりますので、その辺は指摘しておきたいなというふうに思います。

時間がありませんので、先へ行きますが。これが指定管理者に指定された場合ですね、今、いろいろと事業というのか、福祉課でも特定高齢者介護予防事業とか、それから老人会は健康づくり事業だとか、こういうものをやっておりますけれども、そういう事業は引き続きやられるかどうか、その辺ちょっと1点だけ確認しておきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 午前中にもお答えしましたが、継続してやっていただく、もちろん企業側には優先的に取り計らいをしていただいた週計画を立てていただくと、年計画も立てていただくということで調整を図っております。

議 長（森本敏軌） 糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） はい、わかりました。

それから、先の6月の条例改正で、クアハウスの運営委員会の関係につきましては、従来は運営委員会を置くということになっておりましたが、置くことができるというふうに、改正に

されております。まだこれは未実施ですけれども。今後、指定管理者が指定された後の取り扱いとして、この運営委員会を置かれるのかどうか、この辺ちょっと1点確認しておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えします。

ご指摘のとおり、置くことができるという改正にいたしました。これは指定管理者に管理をゆだねるということでございますので、一方的に、その経営等について、役員でもない者がということの部分もありますけれども、やはり、しかしながら、町の財産、資産でありますものを運営していく中には、やっぱりいろいろな角度から意見を聞いていただく場は必要かというふうに思っておりますので、今のメンバー的な形ではなくて、例えば、会員さん相互の意見交換の場とかいうふうなことも含めまして、こういう項目は置かせていただきましたので、中身的には現状の形とは違うかわかりませんが、こういうものは必要であるということで、担保をさせていただく意味での条例の中に付させていただいたというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） 私が心配するのは、指定管理者が指定されるわけですから、指定管理者の自主運営が、自主的な運営が、こういうものがあることによって損なわれる、あるいは妨げになるというふうなことがあってはならないというふうに思うわけです。しかしながら、一方で丸投げということではなしに、やはり行政とですね、ある程度のコントロールが必要ではないかなというふうなことで、そこら辺はひとつ慎重に、設置についてはお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、あとの問題でございますが、今、ちょっと申し上げましたが、丸投げということをお願いしましたけれども、やはり指定管理者への指導だとか、監督だとか、そういうことは、私は必要だろうというふうに思います。ですから、一定の、そういう行政と指定管理者とのパイプといいますか、それは必要なことだろうというふうに思います。

したがって、私、人事のことに口を出す権限はありませんけれども、やはり過去の歴史とか、あるいはクアハウスに精通したものを、やはりそういう窓口を設定すると、配置するとか、そういう配慮はですね、私は必要ではないかなというふうに思いますが、担当課長、いかがお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） もちろん担当課長としては、そういうふうな配置をぜひともお願いしたいというふうに、理事者の方をお願いしたいというふうに思っています。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

3時再開します。

（休憩 午後 2時44分）

（再開 午後 3時00分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより議案第151号について、討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第151号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立多数であります。
よって、議案第151号 天の橋立岩滝温泉スタンド条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、議案第157号について討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第157号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立多数であります。
よって、議案第157号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第4 議案第153号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、153号について、質疑をさせていただきたいと思っています。
大きく言って二つの点を、私、問題意識を持ってまして、そのもとで、それを踏まえてですね、初めにお伺いしたいのは、提案説明の中であったんだと思うんですが、再度お尋ねしたいと思っています。
いわゆる今回の議案が、期間の変更という議案なんですが、どういう背景なのかという点を、ご説明願えたらと思っています。

議 長(森本敏軌) 土田教育推進課長。

教育推進課長(土田清司) ご質問にお答えしたいと思います。

少し詳しく、会社の設立から説明をさせていただきます。

平成4年11月の古墳公園の開園に伴い、平成4年8月7日、地元特産品等の販売と古墳公園の管理を目的として、ふるさと産品有限会社が設立をされました。事務所については、古墳

公園内の物産館、資本金は385万円であります。77株ということでございます。うち町が85万円、17株、約22%になりますが、町が保有するという内容でございます。

町以外、31名の株主の方がおられます。多くが明石区民の皆さんであります。平成19年4月1日から現在まで、指定管理者として古墳公園の管理を行っていただいております。

次に、会社の設立の背景ということで、少し説明をさせていただきます。

平成三、四年のころだと思いますが、バイパスの、例の開通が迫ってきた時期で、蛭子山古墳というのは整備前、古墳公園が整備される前は、明石の日産地区の方が管理をされておりました。そこで古墳整備事業が上がり、この資産として地域で活用してはどうかという町から、当時の区長さんへお話があったということでございます。

区としては管理はできないが、町と一緒にやってもらえるなら協力しようということで、第三セクターが設立をされたということでございます。先ほど言いましたように株主については、当時の日産地区の皆さん並びに区役員の皆さんと、明石区の組長さんが主な株主ということでございます。

それに伴いまして、会社整理の経過を少し説明させていただきます。実を言いますと、平成21年1月30日に市田社長が来庁されまして、会社を解散したいという相談をお受けいたしました。これは教育委員会の方で対応をしております。この考えは私案であり、株主さんの方には一切言っていないというような内容でございます。理由としては、設立から18年、先ほど言いましたようにたちます。株主の皆さんが高齢化をしており、今であれば出資金を引き揚げ、今の段階で出資金を引き上げてほしいというような声があったということでございます。これは、数年前から何件もあったということもお聞きをしました。今であれば、出資金も全額返せるので、ことし3月ですか、21年3月に、この際、整理をしたという内容でございました。

私どもについては、現在、株主にも説明をされてない中、余りにも拙速であるということでございまして、3月議会において、指定管理者の更新を予定をしている時期でもあります。そういったことも説明をさせていただきました。社長さんの方は確かにそのとおりであるということで、一たん帰られたということでございます。この21年3月議会には、21年4月から3カ年の指定管理者の提案をさせていただいて、承認をされたというようなことでございます。

それから、数回、教育委員会の方にもお越しをいただいております。大体8月ぐらいには解散の方向がかためられたというふうにお聞きをしております。

21年11月15日、第18期の定期株主総会が明石地区公民館で開催をされました。これには町からは、私と教育推進課の加藤主査が出席をしました。

議案については、第18期の貸借対照表、損益計算書承認の件と、それから第2号議案、ふるさと産品有限会社社整理案承認の件ということで、2号の提案をされたということでございます。

1号、2号議案とも原案どおり承認をされたということでございます。

あわせて清算人は、現役員3名、代表清算人は市田社長が選任をされたというような内容でございます。

それでは、第2号議案について、少しどんな内容かということで説明をさせていただきます。一つ目は、平成21年12月27日をもって、古墳公園の最終営業日とする。

もう一つ目、平成21年12月28日からは、会社の精算手続に入るということでございます。

三つ目、平成22年1月初旬に解散届を法務局に提出する。

四つ目、解散公告期間は2月末までとする。

五つ目、3月初旬に出資金、配当金の支払いを予定すると。

それから、最後に指定管理料については、下半期分納入済であるため、12月28日から3月31日までの分は町へ返納するという内容でございます。

それから、それで、その内容で承認をされました。平成21年11月18日、総会後に現役員3名が加悦庁舎に来庁され、会社に至った報告を受けたというような内容でございます。その対応については副町長、教育長、私、それから課の職員2名ということで対応をさせていただいたという内容でございます。

町の対応をしまして、今後の。1月というんですか、12月28日から3月末までについては、町の直営となるため、管理費について12月補正予算を計上を、今しております。

それから、22年度以降の古墳公園の管理については、指定管理者とするのか、町営にするのか、まだ未定であるというのが現状でございます。以上です。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 詳細な答弁をいただきまして、もう質問項目も大分整理できたので、絞って2点だけですね、3点になりますか、質問したいと思っています。

今、答弁があったように、私もこの古墳ですね、古墳公園にかかわって、どういう経過だったんかというのを、かなり昔の資料を取り出して調べてみました。その上で改めて、これから申し上げる点が非常に大事ではないかと思って、あえて質問に立ったわけでありまして。一つは、これからのまちづくりの上、大変重要なことは、私、後でまた紹介もさせていただきますが、地域のコミュニティをどのようにつくり上げていくかと、どう広げるかという、この点だと考えています。この三セクのふるさと産品有限会社の設立当時、町議会でも大変大きな新しい三セクで、注目を浴びた論議もありまして、私自身も記憶しているわけですが、理事者側の答弁も、この古墳は明石地域にある大きな財産であり、これを媒介にした地域住民による地域コミュニティの向上、促進を図る、こういうような内容で重要な役割を持っていたと私自身も記憶しているところです。この点で、まず現在の教育委員会として、この点はどういう理解をされているのかという点をお伺いしときたいと思います。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 設立当時の部分については、その内容だと、議員さんの言われるとおりだと思います。それから、株主総会でも、株主の方から地域コミュニティの核だと、この歴史公園をなくさないようにしたいということもありますし、解散については非常に残念だという内容で、ご意見もありました。私どもについても、地域の方々が設立をされた有限会社でありますし、思い入れはたくさんあると思いますので、非常に残念だというふうに今、思っております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） もう1点は、これは古墳公園と、その第三セクターである、ふるさと産品の会

社が、その取り組みが新しいまちづくりと申しますか、広がりとですね、発展をつくってきたんではないかというふうに私は理解しています。先に述べたように、このいわゆる古墳公園の第三セクターの会社が役割、地域ですね、こういう点での大きな活動を進める中で、もちろん町の支援もあったわけですが、例えば、古代まつりですね、古代まつりのイベントを行うのは当然なんです、例えば、いわゆる古墳公園のガイドシステムをやろうというような、総意が生まれたり。

それからまた、旧加悦町全体で町並みの景観を守ろうという機運が生まれて、景観シンポが開かれて、京都府では初めての景観条例が加悦町でつくられました。こういう住民意識の変化が、後の旧町の施設づくりにも、非常に活かされて、景観条例の考え方が非常に発揮したんではないかというふうに、私は思ってます、もう一つ発展して、今日のちりめん街道事業に発展したというのが私の理解です。こうした三セク会社ではあったんですが、このまちづくりの役割と功績というのは、非常に大きいもんがあったというふうに今では、私は考えています。

そこで、再びですが、担当課の教育委員会としての、これらに対する認識をお伺いしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 議員、言われましたとおり、この古墳公園を核として、まちづくりに貢献をされたということ、大変大きなウエートを占めておったというような理解はしております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほども申し上げましたが、改めて、これは出されたのは、この資料は平成14年に佐藤晃一さんが、職員の、ずっとまとめた分を改めて読んで、考え深く理解、勉強させていただいたんですが、改めて、私、やっぱり最後に質問になるんですが、当時から、平成元年から始まった文化庁の、いわゆる俗に言う、いわゆる公園化ですね、古墳の公園化事業ですわ。ふるさと歴史の広場事業というふうに言われてますが、全国で8カ所のうちのひとつとして、第1号で加悦の古墳公園が指定されたというとなんですが、この設立当時の議員としてですね、非常に私自身は、執着を持ってまして、そういう意味では、今度の第三セクターが解散すると、話も聞いていると、必ずしも僕自身の感覚とはちょっとほど遠いというんかね、ところがあったんではないかということで、非常に不安を覚えながら感じてたんですが、本当に残念なことで、このことですね、私がちょっと今後の、執着しとるためではないんですけども、特に今後ね、将来的に、来年の対応については、今、課長が答弁していただいたんですが、将来的にどういう観点で考えていくかというところですね、維持管理の問題だけでなくてですよ、古墳公園にかかわって、どういう形でやっていくのがいいのかというあたりは、もちろんまとめたものはないと思うんですけども、改めてそういう時期に来てるんではないかというふうに思ってます、これは答弁が、非常に難しい大きな課題なんですけれども、今の思いつく感じで、お答えいただけたらと思っております。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

先ほど、議員さん、るる古墳公園を中心にして、地域のコミュニティづくりがなされてきたということの評価されておりました。私どもも、そのように評価をさせてもらっております。

したがいまして、その核であるふるさと産品が、このような形で解散されたことにつきましては、非常に残念に思っております。

いずれにしましても、遺跡というものにつきましては、これはもう、その存在する地域の大きな遺産でございます。したがいまして、地域の人が、その遺産に誇りを持ち、価値を見出して、それを活用して、地域づくりの一助にしてもらうことが、私は一番の方法ではないかと、そのように思っておる次第でございます。やはり誇りに思える遺産でございますので、その活用を生かしていただきたいと、そのように思っております。以上です。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 伊藤議員さんから、ただいま詳細な質問がございましたが、若干、私も質問をさせていただきたいと思っております。ただいまお話がありましたように、このふるさと古来の丘、古墳公園、文化庁の大きな事業として、当時9億円余りの事業であったと、このように記憶をしておるわけですが、今回ですね、会社がやめられるということで、非常にお話は、今、・・・お聞きしましたが、私としては、奇異な感じを受けております。一つは、まだ、現在の社長さんが就任されてから余り期間がない、これが1点でございます。

それから、もう1点は、黒字の経営を、きょうまで続けていらっしゃる会社、売り上げ自体は、この会社の規模で約1,000万円から1,200万～300万円だったと思うんですが、非常に収支のバランスのよい会社だと、こういうふう思っております。私は、そのことがどうも奇異に感じておるわけですが、ただいまのお話では、・・・以下ですね、株主総会にも出られて、その場でそういう格好になったということをお聞きしたんですが、大体、会社がやめるということを決められたら、それをどうこういう気はないんですけども、特に、その株主さんの中で、もっとこうあるべきではないかと、そういうご意見が記憶にありましたら、お聞かせをいただきたい。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） やめられるんですか、会社を解散される理由については、以上でございましたし、第2号議案の提案の中でも発足当時と時代背景が大分変わったということをおっしゃってました。新しい感覚で再生をしてほしいという願いもあるというようなこともありました。今、議員言われましたように、平成7年がピークだったんですが、1万7,000人ほど入園者がございました。20年度が4,000人ということで、激減をしているというような内容でございます。ただ、経営自体は赤字をずっと出しているというようなことではございませんので、私どもについては引き続きやっていただきたいということもありましたが、高齢化等、そういう時代で、1回リセットをしてはどうかなというようなことでした。意見としては、先ほども言いましたように、せっかく明石で盛り上がり、会社をつくったんだということで、もうちょっと頑張ろうやというような意見もございましたが、あとに関しては、特にはございません。事業内容についての細かな質問等がありましたが、大筋としては解散に向けて了解をしたというようなことでございました。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この会社はですね、2名の社員を抱えていらっしゃるんですが、この社員の方は、今後、町が3月まで直営ということで、引き継がれるんじゃないかと思うんですが、そういう認識でよろしいか。

議 長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 2名の社員が受付事務、それから、はにわ資料館の方がおられます。1月から3月についての直営に関しては、この2名の社員さんをお願いをするということで、私も直接お出会いして、喜んで引き受けていただいたというようなことでございます。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） その関係でね、これまでは古墳公園に入館をいたしますと、物品の、かなりの販売のスペースがございました。それが今回、この会社が解散をされるということで、全部撤去をされまして、非常に大きなスペースになったんですが、教育委員会としては、このスペースはどのようにお使いになるという計画になっておりますか。

議 長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） はっきりした方向については、今のところありませんが、例えば、あそこのスペースをカルチャースクールにするとか、相当のスペースになりますので、地元の明石地区なり温江区なんかの方が寄って、カルチャースクールもできますし、町の物産品ですか、そういう展示もできますし、それから与謝野町全体の民具だとか、古墳をパネルで展示するとか、いろいろな方法があるかと思いますが、それについては、今、決定をしておりません。早急に決めたいというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私どもは突然、こういうお話を聞いたんですが、教育委員会は、かなり以前から、そういう相談を受けていらっしゃったということですから、できるだけ早くですね、その辺は方向を出していただきたいなと、このように思っておりますし、それから、直営となりますと、また、この4月以降がわかりませんが、直営でやるということになりますと、やはり業務の見直し、その他、施設利用の方向、特に、いろりの館をどう使うかということが、私は大きな課題ではないかなと思っておりますが、その辺については、特に、まだお考えはございませんか。

議 長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） そのとおりでございます。いろりの館の活用というのが課題になっております。あそこについては、週1回火入れをしております。そうしなければ家自体が持ちませんので、そういう方向もありますので、その活用については、早急に計画をしていきたいというふうに思ってます。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 本町に旧加悦町の方も含めまして、何百という古墳があるということで、全国からお見えになる方が多い、その一つのシンボルとして、この古墳公園があったと、このように思っておるんですが、そういう中から、この丹後王国の話でありますとか、いろいろな話がきょうまでに出てまいりました。また、町でのシンポジウムもございましたし、また加悦町史も、その後も発刊をされてきたと、合併して以降も、そのことの一つの大きな役割を、ここ

は果たしてきた、こういうふうに通つてくるんですが、これが、今回のことで、特に停滞するとか、そういった部分というのはございませんでしょうか。そういう取り組みといいますか、あるいは運動といいますか、そういう部分が。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

停滞する懸念は十分にあると思っております。と申しますのは、ふるさと産品さんの現在の社長さんが就任されてから、非常に営業活動を盛んにされておまして、そして、学校関係を初め多くの入場者がございましたので、そのことを考えますと、教育委員会直営しまして、それだけの営業活動ができるかどうかということに関しましては、入場者という点で危惧する点がございます。しかしながら、いずれにしましても、私どもの所管している文化財をどう活用していくかということ、それについては一つ大きな使命でございますので、教育委員会の方といたしましても、その活用の仕方をさらに考えていかなければならないと、そのように存じている次第です。以上です。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、最後に、もう1点、この古墳公園の入り口の右側に青空市といいますか、野菜市の部分がございます。地域の農家、あるいはご老人の方が、あそこでいろいろな野菜を販売をされておるといふふうに認識しておりますが、ここの扱いはどういうことになりますか、そこをのころをお願いします。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 株主総会が終わり、その週の土曜日の日に、社長の方から、その数名の方に希望を聞かれたようです。その方については、3月以降というんですが、これからもやっていきたいというようなご希望でございます。

朝市については、1月、2月が休園というんですか、お休みになっております。12月いっぱいまでは朝市、予定通り土曜日、日曜日、祝日はされるということ聞いております。3月以降については、今言いましたようにご希望されとるということで、町としても、まだ正式には、その方向、どういうふうな朝市の仕方がよいか決めておりませんが、地元の方と協議もしてみたいと思っておりますし、会社を通じて、その代表者をお知らせ願いたいということで、私の方もお願いをしておりますので、その代表者の方と詰めていきたいというふうに考えております。

1 1 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第153号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立多数であります。

よって、議案第153号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長(森本敏軌) 次に、日程第5 議案第154号 野田川森林公園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第154号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立多数であります。

よって、議案第154号 野田川森林公園の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長(森本敏軌) 次に、日程第6 議案第155号 与謝野町勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第155号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立多数であります。

よって、議案第155号 与謝野町勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長(森本敏軌) 次に、日程第7 議案第156号 野田川森林公園の指定管理者の指定につい

てを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

赤松議員。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

ありませんね。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

赤松議員。

15番(赤松孝一) それでは、議案第156号に対しまして、賛成討論を行います。

今回、長いこと財団法人コミュニティ野田川として運営をされてまいりました、ユースセンター並びに森林公園が指定管理者制度へ委託されることになりました。まずもって、長らくお世話になりました、きょうまでの財団法人の役員さん、本当に無報酬で、きょうまで一生懸命に・・・いただきまして、まずもって、この場をお借りしまして、感謝を申し上げたいと思います。

なお、今回の指定管理者の募集に当たりまして、地元の民間団体が2団体、手を挙げられました。本当に、この不況の中、我が仕事がある中で、新たに、こういった町の施設を管理してやろうというふうな奇妙な団体が二つもあったということも、本当に、まことにうれしい限りでございます。特に旧野田川町に住んでいます私にとりましては、議員になりまして、すぐにやりました大きな森林公園、ユースセンターという工事でもございました。当時から、この施設に対する思い入れは、私なりに大変熱いものでございます。

そういった中で、今回、二つの団体が手を挙げてもらい、その中の一つのコミュニティ野田川という、きょうまで管理をしていただいていた理事の皆さん、また職員の1名がチームをつくられてまして、今後3年間、この運営に、経営してやろうということは、まことに喜ばしい限りであります。しかしながら、この今の、この町内の、また日本国内の景況は非常に厳しいものがございまして、そういった中で指定管理料も300万円台に、町の方からは675万円でしたか、結構な指定管理料の・・・が出ていましたが、それよりも随分低いところに設定をされまして、これで運用してやろう、管理してやろうと、本当に苦しい中だと思えます。それを決意されまして、このたびコミュニティ野田川が、この応募団体として選定をされました。また、残念ながら与謝野郷遊里舎というふうに、加悦町の有志が4名、野田川町の有志が5名、9名の異業種の方々も積極的に挙手、手を挙げられましたが、選定委員会の選定で、惜しくも2位ということですが、いずれにしても、このように地域の中に、こういった施設を守ってやろうという意欲ある団体があることは、今後、また、新たな、この地域の活力に結びつくものと思っています。そういったことを両団体に敬意を表し、そして、きょうまで長らくお世話になった財団法人の皆さん方にお礼を申し上げる機会を得て、賛成討論といたしま

す。

委員の各位にもよろしくお願いをいたします。

議長（森本敏軌） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第156号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第156号 野田川森林公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（森本敏軌） 次に、日程第8 議案第159号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、補正予算の中から、1点だけお伺いしたいというふうに思います。

43ページの有線テレビ加入促進事業、これが減額で3,000万円になっておりますが、11月18日にいただきました資料の中で、事前加入申込書のデータが載っておりました。

54.9%という数字であります。今、きょう現在ですね、最新、それからもふえてると思うんですが、その数字をお伺いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応、二、三日前の資料になるんですけども、現在、合計で63.7%の加入率ということでございます。加入世帯数が現在のところ3,547件でございます。Aプランが1,320件で37.2%、Bプランが1,122世帯で31.6%、Cプランが130件で3.7%、Dプランが975件で27.5%と、こういう数字になっております。12月28日を第二次募集の締め切りとしております。きょう出がけに箱を見てまいりましたけれども、その箱の中にも、まだ整理できていないのが、山が少しありましたので、きょう現在ではさらにまた伸びているというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 申し込みが、もう少しで締め切りになるということで、今の数字、最新の数字を伺ったわけですが、この数字を見られまして、この加入率、事前申し込み率、この数字をどういうふうに見ておられるのか、私自身は、もう少し数がふえるんじゃないかなというように思っておったわけですが、このあたりですね、例えば、広報など事前に、本当に徹底されたか、徹底といいますか、そういった漏れといたら変ですけども、本当に周知徹底がされているのかなど、そのあたりも含めましてですね、加入率をどういうふうに見ておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、この有線テレビ事業に取り組みます前に、無作為に町民の皆さん2,000世帯を抜粋いたしまして、アンケート調査をいたしました。加入してもよいというアンケート結果が、かなりこの数字に似通ってきておるといってございまして、旧野田川地域の方が旧岩滝地域よりも10ポイント程度加入希望が多かったといってございまして、現状でいきますと、旧野田川の方で68.8%の加入率、それから旧岩滝が55.5%といってございまして。

そういう意味では、アンケート結果が、かなり合っているんじゃないかなというふうに思っています。ただ、この数字が高いか低いかにいってまいりますと、今、3,547軒の申し込みがあるわけですが、その中で有償の契約、いわゆるABCプランですね、これが46.2%。それから無償のDプラン、これが17.5%といってございまして。我々、当初申し上げておりましたのは、有償契約で50%以上は取りたいという目標を持っております。もう少し届いていないという状況でございまして、それから、Dプランも含めると、これは災害ということもございまして、あくまでも100%を目指していくと、こういう姿勢でやっております。十分広報ができておるかどうかにいってつきましては、いろいろと評価もございましょうけれども、町内24地区、すべて説明会に回らせていただきました。それから、出前講座ということで、説明に来いといるところにはすべて行かせていただきました。

それから、8月末が第1次の募集期限であったわけですが、その中からまだ、加入いただいていないところには、ダイレクトメールを送りまして、ぜひとも加入がしていただきたいと、こういうことでお勧めをいたしました。その結果、現在のところ、この63.7%まで伸びてきたというふうに思っております。

もちろん、まだまだ63.7%では少ないというふうに思っておりますので、今後もPR活動に努めていきたいというふうに思っております。ただ、工事の関係で、12月28日までにお申し込みいただいた方については、平成21年度内の工事として仕上げるように努力をしたいと思っております。いいのですが、やはり17億6,000万円、この事業も加入者の件数によって動いてくるわけですね、事業費が。そうなりますと、議会でまた、工事請負契約の変更だとか、そういった議決も取らなきゃならんと、国の補助事業でございまして、少なくとも早い時期に事業費をまとめて補助金を確定しなきゃならんと、こういう事情がございまして、そういう格好でやらせていただきたいと。

1月からも引き続き、申し込みは受け付けさせていただきたいというふうに思っておりますが、実際に工事を行うのは、新年度に入ってからやらせていただきたいというふうに思っております。単年度でなかなか100%いかんではございますけれども、やはり2年、3年かかりましても無償契約、これも含めまして100%を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） アンケートの数字には近いが、少し少ないのではないかなという、そういった答弁をいただきました。この事業、町長が決断されたときに、この議会の中で清水の舞台から飛びおりるつもりで決意したと、そういった答弁がございました。やはり、これ事業が始まっ

て、今からが、本当に一人でも多くの方に、やはり入っていただいて、この有線テレビというか、この事業を、この設備を町民の方に使いたおしてもらおうというか、こういったことが非常に大事じゃないかなという、そうした中で、この加入促進事業3,000万円が、見込みが少ないということで減額されて、このお金を違う整備の方に回されるというふうな説明を聞いたわけですが、やはりこの最後の最後まで、一生懸命お願いして入っていただきたいなというふうに思うわけですが、このあたりですね、今後、残りもうわずかですが、さらに何か手だてがある、考えておられるのかどうか、もう一度、そこをお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

3,000万円を減額したわけでございますけれども、この3,000万円につきましては、6,000世帯分の1万8,000円分、いわゆる拡張地域のすべての世帯が加入されても対応できるという予算を組ませていただきました。しかし、その申し込みを受け付けますと、いわゆる補助金の要らない申し込みがあるわけですね、Dプランでしたら、これは要りません。これは全部、町がします。Cプランのインターネットだけだと、これもテレビについて補助金を出すわけですから、Cプランも補助金が要らないと、そういう世帯数等を計算をいたしまして、不要となる額を減額をさせていただいたということでございますが、その残りについては、できましたら財源を繰り越ししてでも、100%を目指すような方向で進んでいきたいなというふうに思っております。

それから、Aプランで1,000円、それからBプランで月3,000円、それからCプランで月額、一番廉価版で2,500円ということでございますけれども、これを単純に計算いたしますと、大体、きのう時点で、拡張地域で6,000万円を超えました。

それから、いわゆる旧加悦地域が約3,000万円以上ございますので、場合によったら1億円プレーヤーが誕生するというような状況にきているという状況でございます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） 次に、1点だけ、これも関連なんですけども、この基盤整備事業で、NTTの線を切りかえられるという起案説明があったわけですが、これは私の記憶の中では、これは最初からこういうふうな計画であったように思うんですが、このあたりちょっと説明をお願いしたいんですけども、よろしく申し上げます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 今回、補正で財源を掲げておりますのが、これは有線テレビの拡張というのではなしに、地域イントラネットの、いわゆる改良ということでございます。現在、イントラネットの状況でございますけれども、3庁舎間については、ケイオプティコムが光ケーブルをダークファイバーとして活用しておるということでございます。それに年間180万円の回線の使用料を払っております。

それから、出先機関、これは保育所ですとか、診療所ですとか、それから中央公民館、阿蘇霊照苑、大内峠、岩滝体育館、三河内幼稚園、野田川地内の5小学校、江陽中学校、これらはNTTのADSL回線を利用して、財務会計ですとか、グループウェア、インターネット、これらのイントラネット業務を実施しているということでございます。

これの回線使用料に約220万円程度、合わせて400万円程度の回線使用料を払っているということでございます。

今度、光を引きますので、今度そちらの方にやらせていただきますと、これらの年間経費、約400万円程度が減額できるということになります。いわゆる町の持ちものでございますので、光ケーブルが、回線使用料を払う必要がないということでございます。

そのために必要な情報通信機器、メディアコンバーターですとか、そういったものの備品購入や、機器の取り付け、それからネットワーク機器が役場とつながるように設定する業務、これらの委託料ということで、今回、追加をさせていただいたということでございます。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今の形態は、私も存じておるわけですが、私のお伺いしたかったのは、この計画ができた、この町内の線を引くときに、やるというような話だったと思っておったんですけども、そうではなかって、新たに追加ですか。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

もちろん地域イントラネットも、これとあわせてやっていくという計画ではございましたけれども、いわゆる現在の17億6,000万円の契約の中には、それは入っていなかったということでございます。

8 番（浪江郁雄） 以上で終わります。

議 長（森本敏軌） それでは、ここで休憩します。

4時5分再開します。

（休憩 午後 3時51分）

（再開 午後 4時05分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、一般会計補正予算（第8号）について、質問をさせていただきます。

まず、最初に歳入の減額ですけれども、たばこ税が700万円、それから法人税が2,600万円と、大きな減額が入っております。いろいろな理由があるんですけども、その中で、私が特に気にいたしておりますのは、いわゆる与謝野町の財政シミュレーションの中で、たばこ税についても大きな減額、法人税についても大きな減額ということで、このシミュレーションの見直しをしなければならないような金額ではないかなというふうに思うんですけども、企画財政課長としては、今すぐどうこうということはないんですけども、見直しが必要だというふうに思うんですけども、その点について、まずお尋ねをいたします。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

財政シミュレーションにつきましては、いつも当初予算を出すときに、一定のシミュレーションを出させていただいております。その税収等につきましては、大体、前年度実績程度で組まさせていただいておったという記憶がございます。しかし、このような非常に厳しい状態にな

りますと、補正予算でも税の減収ということが上がってまいりますし、当分、この状況については、続くんじゃないかというような見込が立ちますので、財政シミュレーション的な見直しは必要だろうというふうに思っております。

それから、法案は、国の法案はこれからなんですけれども、国の第2次補正予算、地方への支援ということで、地方交付税をふやすということでございますけれども、これは真水の話ではないですね、あれは。要するに、法人税だ、所得税だ、酒税だと、何%かが、その交付税になってくると。その計画が崩れた場合は、ルールでは国と地方が折半をすると、その減収分について。しかし、それを地方を救うために、国の方で、その減収分を補てんすると、こういうあれでございますので、真水のお金ではないということをちょっと申し上げておきます。見直しは必要だろうというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） あと、また交付税の問題に触れたいと思いますけれども、実は、私も文教厚生委員会の中におりまして、58ページから教育費の補正予算がたくさん出ております。いろいろな教育委員会の方で、いろいろと説明を受けます中で、小学校費、中学校費、いわゆる学校管理の事業費の関係も備品購入の関係も、かなり大きな補正が出ておりまして、この補正予算を組まなければ、学校の方のいろいろな備品を買うたり、消耗品、例えば、これから冬に向かいます、いわゆる光熱費等についても不足をするという状態になっておりまして、今回、補正が組まれるわけですけれども、補正対応でやっていくということなんです、大体、私、以前から申し上げておりますように、補正対応というのは、やっぱり今回でも出ております緊急だとか、いろいろなどというんか、どうしてもやらなければならない、急にやらなければならないというのが補正予算であって、当初予算の中で、例えば小学校費なら、教育委員会の方からは6,300万円要求がされておりますのに、当初予算としては3,700万円、2,600万円という金額が不足をしておるという状態で、当初予算が計上されて、今回、補正予算で対応しようとしておるということなんですけれども、これについて、どういう見解で、そういう学校なんか、予算を当初、減らしておられるのかなというあたりに疑問を感じております。といいますのは、一つには、過日も教職員組合の方から、与謝野町の学校予算については、宮津市2町に比べると少ないというような、これはまだデータを、しっかりとデータを見ておりませんのでわかりませんが、そういう要望が出ておる中でも、我々としては、なかなか現実がつかみにくいという状態です。

これについて、ちょっと何が原因で、こういうことになるのかお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

確かに財政サイドといたしましては、当初予算を査定するときには、かなり経常的経費については、厳しいメスを入れさせていただいております。それは、やはり前年当初主義ではなしに、94.8%の経常収支比率、これをカットしていこうと思えば、経常的経費、これらのものをいかに節約して、節約するといいますか、むだを省いて少なくしていくということが大事だろうというふうに思っております。ですから、私どもといたしましては、そういう経常的

経費については厳しくカットをいたしますし、それから、それに基づいて予算執行を現場で考えていただきたいと、それができているのかどうかということも聞きたいということでもあります。

それから、ただ、この学校だけではなしに、それは全体に言えることです。ですから、すべての予算に対して、要求額どおりの査定をしたことはないということですし、またそれを査定しますと、入ってくるお金とのバランスが合わないと、とてもじゃないけれども予算が組めないということがございます。ですから、予算関係を議論するときには、歳出だけを議論してはいけない、歳入が幾らあるかというところから議論を始めないと、これは予算が組めないということで、ご理解をお願いしたというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） どれが必要で、どれが必要でないかという判断の基準なんですけれども、今、企画財政課長、経常収支比率の問題で言われましたが、例えば、ほんなら経常収支比率でも、予算書と、今の補正予算が出てこずに、予算のままでもいい、経常収支の中にかかわる部分の予算の計上もなされとるわけですね。その基準ですね、ほんなら経常収支比率に対する94.8%の分についてはわかりました。だけど、そのほかでも、これはそのままいっておる、経常収支比率だけでも、補正予算組まずにいける、教育費の予算については、去年もおととしもそうなんですけれども、大きなカットがあって、どこを先に優先するかなというのが教育委員会でいろいろと心配をされたり、協議をされとるような現状を、私らは一応、委員会の中で聞かされております。その判断の基準、経常収支比率の中で、補正予算に回す部分と、そうでない部分についての見解もお願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、予算を論じるときは、歳出のみを議論しては、これではできないということがございます。歳入が幾ら入ってくると、その範囲内におさめる査定をしなければ、予算査定ができたということは言えないということでございますし。

それから、もう一つは、その科目、科目で判断してもらっては困ると、やはり教育費なら教育費の中の総額というものがある。それで枠配分をしたつもりですから、それでいけるように予算を組んでいただくというのが、これが原則だというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 財政シミュレーションの中で、私はたばこ税の問題についても、本当に1億3,000万円がずっと入ってきますんですかというような質問もさせていただきましたが、今回、この補正予算の中で、財源的には交付税です、交付税が1億1,600万円入っております。

財政シミュレーションの中で、21年度の交付税だけが43億と、20年度に比べると5,000万円減ってるんですが、何かぐっと減とるわけですね、その当初予算でいいますと。実質とは別です。実際の決算は別です。シミュレーションで見る数字については減っておると、ところが今、12月補正の金額を合計しますと46億4,000万円、46億4,000万円という数字が交付税算入として入ってきております。というのは、私が言いた

いのは、43億円という当初予算が、余りにも作爲的な部分ではないんでしょうかということなんです。あと22年、23年、全部ほかの年度のシミュレーションは、こういう数字になっておりません。また、その以前の数字もそうです。だからそこで、もし、それだけの余裕がある交付税を、地方交付税を認めとるのであれば、私はそれを、やっぱり当初から組むべきでないかなということを言いたいということですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

今、井田議員さんがおっしゃいますのは、基本的に技術的に無理だといわざるを得ません。申しますのは、我々が予算を組み立てるのは、もう12月から1月にかけてやります。だから、2月の最初には印刷所に回さんと議会に間に合わないということでございます。

しかし、交付税の地方財政計画、そういったものが目に見えてきますのが何%の伸び率、何とかというのが、これ2月に入ってからです。だから、そういうふうにやれるのが一番いいんですけれども、現状では非常に難しいという、技術的に難しいということでございます。ですから、やはりそれは大きく財布を広げるのではなく、まずは手がたい数字でいきたいというところが、我々の考え方でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 企画財政課長、ちょっと議論があれなど、言葉を返すようですけれども、今、私、言いましたように、12月補正でいわゆる交付税が46億円になったわけです。地方交付税の収入、46億円。ところが、この46億円は正しいのかどうか、わからんですけれども、財政シミュレーションからいうと、22年も46億円、23年が45億4,000万円、こういう数字が、このときには計上されていっとなんてですね。ということは、この数字で、今の行財政改革を計画されとるわけですね。ところが、21年度だけは、なぜ43億円なんですかと、特別に低いんですね。あとは全部、今のところでは計算できんから43億円なら、それはそれで私は理解できるんですよ。ということですので、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

前年実績だけで交付税を算定するのではなく、やはり交付税にも動きがございます。例えば合併をいたしまして、合併特例債等の借り入れもふえてまいります。そうなりますと、前年実績プラス公債費、例えば来年度でしたら、CATVの、現在やっております事業の借金返しが始まります。ですから、合併特例債ですから、その7割については、交付税で反映すると、そういった計算もしながら、次年度分についてはやらせていただいておりますということでございます。

それから、平成21年度について、特に作爲を持ったということにはございませんので、いわゆる、その時点では、まだまだ幾ら交付税が伸びるだとか、そういった数値が参っておりますので、手がたい数字でやらせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 例えば、ほんなら教育費で、ほかのもあるんですけれども、私は今、教育費を例に取ってやっております。教育費の中で、先ほど言いましたように、いろいろな事業費とか、

いろいろなものがあるわけですが、もし補正予算で交付税が、当初の計画の43億円しか入って来なければ、教育費の予算は全部カットされるというのが現状でしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

基金も何にも取り崩して、何もない状態であれば、それは町全体でいけるように考えなければならぬということでございます。しかし、今の時点では、基金等もありますので、それが100%そうなるのか、どうかということについては別の話ですが、今の段階であれば幾らかは基金から補てんができるという状況です。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） この議論は、どうもかみ合わないようでございますので、あれですが、やはりどうしても必要な、学校の子供たちの予算ぐらいは当初予算の中で、余りにもきつい査定ではなしにやっていただくのが、本当はありがたいかなということで、最後は、これはもうお願いしかないんで、お願いをしておきたいと思っております。

それで、あと1点、以前に私、予算のときですか、今回も、いろいろな委員会の報酬が入っております。法定の委員会と、そうでなしに与謝野町だけの委員会、与謝野町だけが特別に設定しておる委員会が幾らありますか、それに対する金額は総金額で幾ら予算計上されておりますかという質問をいたしましたら、今、データがありませんのでわかりませんと言われました。それについての答弁を今、この際、求めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どちらでも、総務課長でも企画財政課長でも。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町独自の委員会の数と額ですか、現在のところ承知しておりません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） どなたが担当なのかわかりませんが、私は3月定例会で、そのことを質問をさせていただいて、答弁をいただいております。ぜひとも早急に調査をさせていただいて、答弁がいただけるようお願いをいたします。私は本会議の席で申し上げておりますので、よろしく願いいたします。以上をもって質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

15 番（赤松孝一） それでは、一般会計補正予算（第8号）について質問させていただきます。

まず最初に、今、井田議員の方からもありましたが、歳入の方でございます。本当に今回の一般質問でも多くの議員からありましたが、地域経済の疲弊は、もう目に余るものがありますが、今回、法人税が2,640万円ですか、減額になっています。これ均等割と所得割とあるわけですが、これ今回は当然、所得割の方だと思っておりますが、実際に、これでいきますと、当初予算の21%ほど減なんです、所得割だけでいきますと、どれぐらいの減があるのか、課長に、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） ご質問にお答えしたいと思います。

今回、お世話になりましたのが、法人町民税の部分の法人税割でございます。均等割につき

ましては、収益の部分には影響はございませんので、均等割については予算のまま計上させていただいております。あと税割といたしまして、収益にかかります部分につきまして、2,600万円を減額させていただきました。当初7,050万円ほど見込んでおりましたわけですが、現在の状況を見ますと、昨年度の、現在の状況が、法人税割が約4,660万円を申告等をしていただいております。しかしながら、今年度の同時期におきますと2,800万円ほどということで、前年度と比較しますと約4割減の状態という状況になっております。そういう部分で、前年決算時の調定額と比較いたしまして、4割の部分については減額させていただくという形で、約4,450万円ほどの調定見込みということで減額をさせていただいたというところでございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 15番（赤松孝一） ただいま税務課長がおっしゃいましたように、いわゆる収益割ですね、所得割、40%前年対比減しているということですね。40%とすると大変、私は、大きな数字だと思うんです。これ当然、ちょうど財源の根幹をなすものでありますから、この部分が40%も減であるということに対しまして、これ商工観光課長、今の、この町内の、いわゆる法人関係で、どのような業界が、特に著しく悪いのか、また、問題点があるのか、これにつきましては、税務課長の方がよく理解されているのかもわかりませんが、徴収係なので、果たして、この辺を非常に私も、どこへ行っても、この話になりますので、大変憂いているわけですが、どのように、この落ち込みについてお考えか、税務課長でも、どちらの課長でも結構ですが、いわゆる徴収をされてる中で感じられること、また現実に、いわゆる商工観光を預かっておられる課長、これに対しましてですね、どのように、いわゆる所見をお持ちか、質問をいたします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

大きく分けまして、三つの業種として町内の中で認識といたしますか、把握している部分としましては、機械金属関係と、それから織物関係、織物関係の法人格につきましては、少ないわけですが、とりわけ機械金属、鉄鋼関係につきましては、非常に苦戦をされているという認識を持っております。

それから、電子部品については、ものによっては動いている傾向にもあるようではございますけれども、それにつきましても、やはりかなり苦戦をされているということでございます。織物業の部分については、ある意味、法人格については、一定の室町、西陣との関係で、一定のものは確保されておりますけれども、ただ、それも反数制限もありまして、非常に苦戦をされているということで、すべての業界において、大変な状況にあるという認識をしておりますし、そのような話を法人さん方からは、話を聞かせていただいているという段階でございます。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） ご質問にお答えしたいと思います。

法人の町民税につきましては、予定納税とか、いろいろとございますが、集金等については回っておりません。ほとんど100%収納という形で見っておりますので、ここ最近、若干滞納というんですか、いう会社等は出てきましたが、もう100%を想定という形で見っております。その中で、届け出をいただいております法人の数でございますが、去年の年度末433件ござ

いました。若干の増減等は年に1件とか、そのぐらいでございましたが、今年度届け出等をいただいております中には廃業なり休業、それから営業所の廃止等ということで全部で14件の解散なり廃止なり、そういう営業所を廃止というような形で届けが出ております。その反面、設立という部分もございまして6件、今現在、来ております。相殺いたしまして、6増の14減という形になっております。それで、減数が425件という状況になっております。ただ、業種というんですか、どの事業形態というのか、部分が悪いだとかいう分については、ちょっと把握はできておりませんので、こういう状況にあつて、普通の、通年の年とは違うなというようには感じてます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 433社ですか、法人があるわけですが、非常に悪いのが現実ですが、やはり一般質問でもありましたが大企業、中小企業といわず、町内の企業を訪問をしていただいて、現実にもどのような手当を望んでおられるのか、やはりこういったことを、一つお世話になりたいなど、特に次年度に向けてですね、そういった対策を出してほしいと、特にこういった法人もわかりであります、いわゆる一般の流通業、小売店ですね、小売店も、特に私が知ってる範囲は、与謝野ポイントカード会の数字でございまして、非常に悪いです。こういった流通の方、小売業の方も、やはりある程度、一定の訪問をしていただいて、その店主の声を、つぶさに聞いていただきたいと、やはりこれも、その中から何か対策が生まれると、私は決してはないことはない、打つ手はあると思っておりますので、それは行政としてできる範囲ではありますが、ぜひともそういった点を次年度に向けて、次年度の方策に向けて、この商工、いわゆる経済手当は、ぜひともお願いしたいというふうに思います。そのためにも税務課と商工観光課と、お互いに情報交換しながら、お世話になりたいなというふうに思っています。

それから、そういった中で、今回も住宅改修の方に補正予算上がっています。その点につきまして3,000万円という多額の補正でございまして、11月末でも、いつでもよろしいが、今現在のもので、何件、その効果が何億、これにつきまして、建設課長の方から現況報告をお願いしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

11月26日現在ということで、少し前の数字で申しわけございませんけれども、ご報告をさせていただきたいと思っております。

補助金の予定額が5,166万円でございます。それに伴います補助対象工事費の総計でございますけれども、これも11月26日現在でございますけれども7億9,179万1,000円でございます。当初、この説明会に70社程度、業者さんが見えになっておりましたけれども、今、最新の状況でございますけれども、今103業者が、この制度を活用されておるといふような内容でございまして、一番たくさんされるところでは16件申請をされておるといった業者さんもおられます。11月25日だったと思っておりますけれども、遡及部分については、もう12月28日で締め切りしたいというふうなチラシと、まだ、こういうふうな制度がありますよというふうなチラシを各戸配布をさせていただいておまして、まだまだ、こういった活用をお願いしたいというふうに考えております。

1 5 番 (赤松孝一) 件数は。

建設課長 (西原正樹) すみません。337件です。下水道が75件、それから屋根の改修71件、それとオール電化が35件、エコ給湯をされるといったことが12件、エコ給湯です。12件です。それから、外壁改修が28件、新築が11件、その他、内装改修だとかいうのが105件というふうな内容になっております。倍率でいきますと、15倍を超えるといった内容でございます。

議長 (森本敏軌) 赤松議員。

1 5 番 (赤松孝一) 商工課の課長にお尋ねしますが、今回も、ことしも振興券、この振興券のですね、結果はわかっていると思うんですが、どのような結果かご存じでしょうか、今日ありませんか、わかりますか、わかる範囲で結構です。

議長 (森本敏軌) 太田商工観光課長。

商工観光課長 (太田 明) お答えいたします。

ここへ出てきまして、答弁できるような形じゃないんですが、ご承知のとおり、完売ということでございます。その分析につきましては、現在させていただいております、その数字が、まだ手元には来ておりませんので、調整させていただきたいと思っております。

議長 (森本敏軌) 赤松議員。

1 5 番 (赤松孝一) 商工振興券も、私ども小売店でありますので、随分利用されていまして、また、今のこういった、特に住宅改修につきましては、業者も自分のところの広告に、みな入れられて非常に頑張っておられますので、ぜひとも、ささやかな応援ではありますが、非常に私はそういった意味で改修促進につながっています。特に下水道の促進にもつながっているというふうに思っています。今後ともこういった行政できる範囲のものを、小さいところを探して、ぜひとも地域の住民が、少しでも安心して安全に暮らせますように、行政として、できる範囲の策を、もう一度練っていただきたいと思います、こんなふうに思っています。以上です。

議長 (森本敏軌) ほかに質疑ありませんか。

多田議員。

1 2 番 (多田正成) まず、地デジ対応が、今回の補正では多いようなんですけれども、まず本庁舎から給食センターまで、かなりの数で地デジ対応が、それぞれの課で組んであるようなんですが、まずそれまでに、企画財政課長にお聞きしますが、今回、CAテレビの配線をしていただいて、来年の4月から開局となるわけですけれども、普通、今、民間では普通のテレビが入ってまして、その契約をしないと、チューナーを入れないと2011年から入らないということがあるんですけれども、町民の皆さんは、それに入ると、普通のテレビで、そのまま見れるという感覚が、13年だと言われる方と、15年だという方が町民の皆さんに認識がありますので、その辺はどうなっているか、はっきりちょっとおっしゃっていただけると、また、それなりの対応をしていただけるのではないかと思います、よろしく願いいたします。

議長 (森本敏軌) 吉田企画財政課長。

企画財政課長 (吉田伸吾) お答えをいたします。

平成23年7月でアナログ波が停波になって、デジタル波になるということでございます。その特例といたしまして、CATV局に限り、スタジオでデジタル波を受けて、それをアナロ

グ波に変換して配信すると、そうすれば今の古いテレビでも、アナログ波ではありますけれども、テレビが見れると、これにつきまして、その特例につきまして、総務省の方では、そういうふうにするという腹を固めたというふうに聞いております。ただ、法律として立法されるのが3月というふうに聞いております。そこでまだ、それじゃ何年やってくれるんだというところの詰めが、もう少しできていないというふうに聞いております。3年以上にはなるだろうというふうに聞いておるんですけども、来年からCATV局で、その工事をするのについて、いわゆる国の補助制度ができるというふうに聞いております。

したがって、私どもの町といたしましては、平成22年度予算に、そのアナログ変換の、いわゆる機器といいますか、改造費といいますか、そういった予算を出して、議会にお願いしていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございました。

町民の皆さんも聞いておられますので、そこら辺がちょっとお尋ねしたかったわけですし、それでは、大変お疲れのところ難しい質問をするんですけども、ここに文教厚生委員会の方から書類をいただいて見ておるんですが、テレビの種類ですね、37型、32型、20型というふうにお示しがしてあって、それを購入されるということなんでしょうけれども、この値段は、どこでどう決められましたんでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

たくさんの科目に割り振っておりますけれども、テレビ購入の総台数、今回、予算に計上しておりますのは84台でございます。この趣旨といたしましては、現在、町もケーブルテレビの拡張事業を進めております。ですから、そのいわゆるCATV、いわゆるKYTの番組、これも現在つながっていない公共施設でも見る必要が出てきます。ですから、その配線もしなきゃならないということでございますので、そのついでといたら語弊があるんですけども、いわゆるまだ、デジタルのテレビが購入をできていないところについて購入していこうと、そして、CATVのKYTの配線もやっていくと、それからFM告知、これもつけていくと、こういうような予定で今回、計上させていただきました。

それで、値段の話なんですけれども、これにつきましては、いろいろな値段があります。したがって、小売店の、いわゆる販売価格、これを調べまして、それを基準にして予算計上をしていただいたということでございます。

ですから、あくまでも予算計上でございますので、実際、買う値段は、もう少し安く買えるんじゃないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、実際に買うときにはもっと安くなるだろうということですので、それ以上、聞くことはないかもわかりませんが、あまりにも、町内の小売業者の値段と違い過ぎます。1台の価格が、大分違うんですけども、これは本当に町内業者と相談をされて値段を出されたのか、そうではなしに、例えば、今のことから、インターネットで調べたりとか、そういったことができるわけですけども、私から見ると1台、1台の価格が、実際に、うち

の町でやられておる小売店さんでお話を聞くと、全くそうではないというふうに思っておられるんで、その辺の感覚がちょっと私にはわからないんですけども、課長が今、買うときには安くなると言われましたんで、あくまで予算計上だと言われますと、それ以上、追及のしようがないんですけども、その辺の認識はどういうふうに思っておられますでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

いろいろなメーカーがございまして、テレビにも。それをすべて調べたというわけではございません。まず、あるメーカーの取扱店のカタログがございまして、そのカタログには販売価格も入っておるわけです。ですから、その値段を基本とさせていただきました。ですから、あくまでも予算計上額といいますか、やはり予算がなければ、まずは買えないということでございまして、それよりも、その聞いた小売店さんも、それよりもかなり安く売っておるということでございまして、予算計上額は予算計上額といたしまして、この町内の売っておられる相場で、それは買わせていただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それですと、デジタルテレビでは、例えば37型なんかですと、プラズマ式とですね、液晶式と種類があるわけですけども、それによっても値段が随分違うんですけども、今回、計画しておられるのはですね、衛星対応型なのか、そうでなしに、単なるデジタル型なのか、その辺はどういうふうに思っておられますでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

すべてのテレビについて、どちらにするということは決めておりません。やはりこれはこちらの方がいいだろう、この施設は、これでいいだろうということも出てまいりますので、一応、予算は計上しておりますけれども、18日でしたか、この担当課、いわゆるテレビを買う課が、それぞれ集まって、それぞれの協議をしていくとこととございまして。ですから、一律的に、このテレビしかあかんということを言うたことはないということとございまして。その場、その場で協議していただいたらというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私らは商人ですので、この景気の悪いときに、こうして対応していただける、地域に対応していただけるということは、少しでも、ものが売れたり、動いたり、経済の環流が起きますので、大変うれしく思うんですけども、また一方では行政の、財政の心配もしておりますので、そこら辺をうまくかみ合わせて、今後、対応していただきたいなというふうに思ひまして、ちょっと質問をさせていただきました。

次に、業者からのお願いが、お願いというのか、お声をお伝えするにしましては、どういう入札方法といいますか、業者の方は、できたら、こんなたくさん入れられるので、地域ごとの電気屋で、地域で地域の電気屋が対応させていただけたらというようなことを言ってますけれども、また、そこも値段の問題があって、入札の問題があったりして、一括購入されるのか、それとも地域で対応できるような、心のある優しい対応ができるのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

例えば、今84台と申しましたけれども、これを業者さんを集めて入札をするということは、1社にかたまるということになりますね。ですから、今回は経済対策も含めた予算計上というふうに思っておりますので、そういうふうにならないように、できるだけ多くの業者の皆さんに参加していただけるというようなことも含めて、18日に関係課が寄って協議をさせていただくということでございますので、そういうことで、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） 今、課長からお答えいただきまして、できるだけ、そういう対応でやっていただけるとありがたいかなと思います。

それと1点だけ、1問だけではなしに1点だけちょっと聞かせていただきたいと思うんですが、一般会計補正の65ページの地区公民館の管理事業、運営事業費となって備品購入費となつてくるんですが、ほかのとはずっと地デジの対応みたいなんですけれども、18番の備品購入、地区公民館備品となって93万3,000円上がっておるんですが、これはどこの公民館に何をされるのか、ちょっと教えてください。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えをしたいと思います。

地区公民館の管理運営事業で備品購入費として、地区公民館備品93万3,000円上げております。これは四辻公民館の改修に伴う備品でございます。四辻公民館は今、改修ということで、この春に竣工され、それから文化祭も同時にされるということで、この12月補正で、この備品購入ということで上程をさせていただきました。

内容としましては掃除機、それから冷蔵庫、グリルオープン、それから長づくえ、テーブル、それから、いす、イス台車、ホワイトボードというような内容で購入をさせていただきたいと思っております。地区の区の役員さんとも協議もさせていただいて、公民館活動に必要な備品ということで、今回、計上をさせていただいております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） はい、ありがとうございます。終わります。

議長（森本敏軌） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは明日、12月16日、9時30分から行いますので、よろしくお祈りをいたします。

大変ご苦労さんでした。

（延会 午後 4時51分）